

加古川市障がい者基本計画
第7期加古川市障害福祉計画
第3期加古川市障害児福祉計画
(令和6年度～令和11年度)

令和5年12月(案)

加 古 川 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨、背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	3
4 計画期間	3
5 計画の対象	3
6 計画の理念	4
7 施策展開の基本姿勢	5
第2章 障がい者基本計画	6
1 施策の展開分野	6
2 現状と今後の方向性	7
3 施策の体系	8
4 分野別の施策の展開	9
(1)地域づくりの推進	9
(2)地域生活の充実	13
(3)教育・余暇の充実	19
(4)就労・経済的自立の支援	22
(5)快適に暮らせるまちづくりの推進	27
(6)安全安心の推進	30
第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画	33
1 基本方針	33
2 成果目標	34
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	34
(2) 地域生活支援の充実	35
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	36
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	37
(5) 相談支援体制の充実・強化等	38
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	38
3 障害福祉サービスの活動指標(見込量)とその確保のための方策	39
(1) 訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	39
(2) 日中活動系(生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所)	41
(3) 居宅支援・施設系(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)	44
(4) 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)	46
(5) 障害児通所支援等	47
(6) その他の活動指標	50
4 地域生活支援事業の活動指標(見込量)とその確保のための方策	54
(1)理解促進研修・啓発事業	54
(2)自発的活動支援事業	54
(3)相談支援事業	54

(4)成年後見制度利用支援事業	55
(5)成年後見制度法人後見支援事業.....	56
(6)意思疎通支援事業	56
(7)日常生活用具給付等事業	57
(8)手話奉仕員養成研修事業	58
(9)移動支援事業	59
(10)地域活動支援センター機能強化事業	60
(11)その他の事業	61
第4章 計画の推進	63
1 推進体制	63
2 進捗管理及び評価	64
資料編.....	65
1 基礎データ.....	65
(1)障害者手帳等の所持者数の推移(各年度末の人数).....	65
(2)身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末の人数)	66
(3)療育手帳所持者数の推移(各年度末の人数)	66
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末の人数)	67
(5)自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の状況(各年度末の人数).....	67
(6)難治性疾患患者の状況.....	68
(7)障害福祉サービス等受給者数の推移(各年度末の人数)	69

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨、背景

本市では、平成29年3月に策定した「加古川市障がい者基本計画」において、「障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念とし、サービスの提供体制の計画的な整備などを定めた「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を策定するとともに、これらに基づき障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図るため、これまで様々な施策を推進してきました。

障害福祉制度は、市がサービスの内容を決定する措置制度としての運用から、平成15年4月に自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月の「障害者自立支援法」の施行により、3障害(身体障害、知的障害、精神障害)を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。

国においては、平成19年の「障害者の権利に関する条約(以下「条約」という。)」署名以降、条約の批准に向けた障がい者施策の見直しが進められ、前計画の策定後も、平成30年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)」の改正をはじめ、令和元年の「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」の改正、令和3年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」の改正、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)」の制定、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)」の制定など、障がいのある人に関する様々な法律の整備が行われました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、共生社会の実現に向けた大きな柱として「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として取りまとめられました。

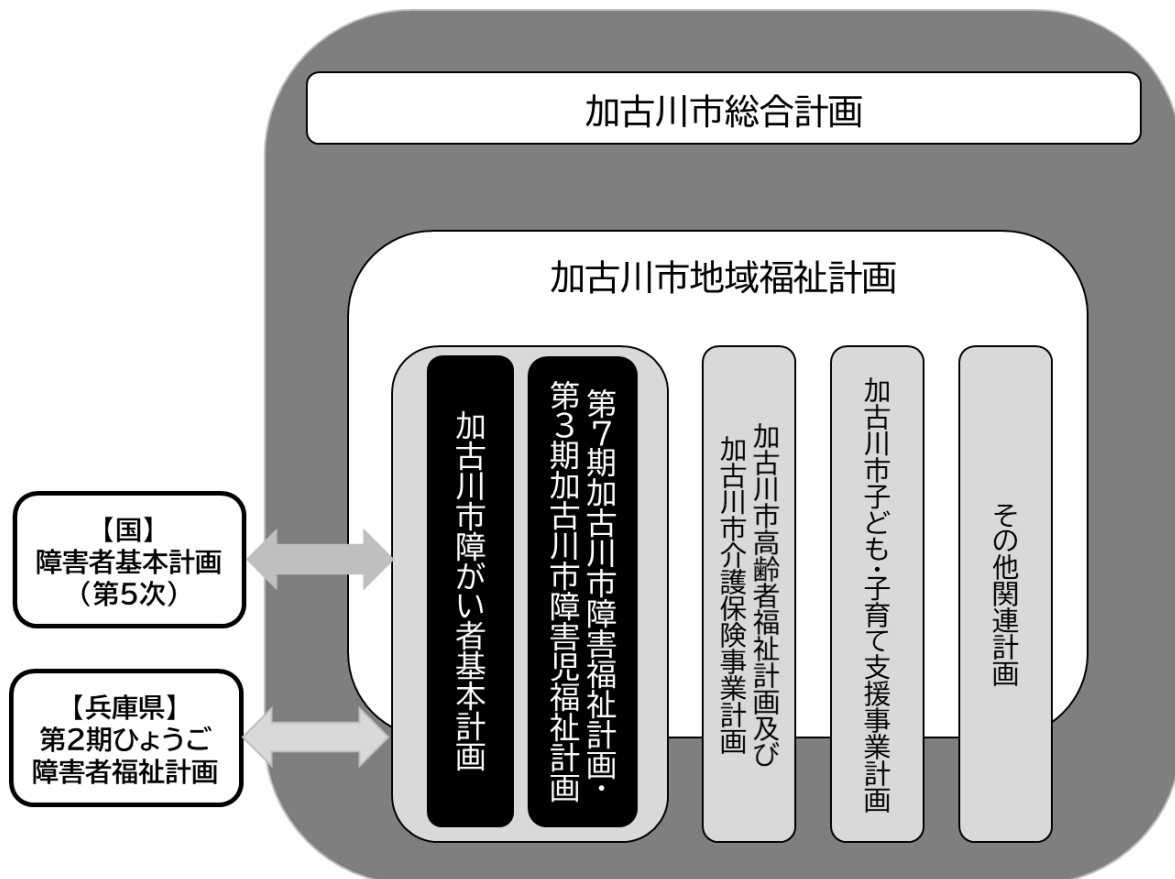
従来、「障害」は、障がいのある人の病気や外傷など心身における機能の障害のみに起因するという従来の「医学モデル」の考え方がとられていましたが、現在では、「障害」は心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁(事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)(以下「社会的障壁」という。)と相対することにより生ずるという「社会モデル」の考え方へと変化しています。その考え方のもと、また、SDGs(持続可能な開発目標)の理念も踏まえながら「誰一人取り残さない共生社会」の実現に向け、障がいのある人の暮らしがより豊かになるよう、長期的な視点による障がい者施策を展開する必要があります。

本計画は、「条約」や「障害者基本法」その他関連法の趣旨に沿い、また、障がいのある人やその家族などの支援者の想いを受け、本市の障がいのある人にかかる施策をより推進するために策定しました。

2 計画の位置づけ

加古川市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられるものであり、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえるとともに、「加古川市総合計画」を上位計画とし、「加古川市地域福祉計画」その他の関連する計画との整合性を図って策定しました。

また、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」である、「第7期加古川市障害福祉計画」及び「第3期加古川市障害児福祉計画」と一体的に策定し、障がいのある人への施策を推進します。



3 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、市民や事業者に対するアンケート調査、当事者団体などとの意見交換会、加古川市障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)からの意見聴取を行いました。そして、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する加古川市障害者施策推進協議会(以下「施策推進協議会」という。)による審議を重ね策定しました。

4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

なお、本計画では「加古川市障がい者基本計画」、「加古川市障害福祉計画」及び「加古川市障害児福祉計画」を一体的に策定し、3つの計画の一元管理のもと、障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
加古川市 障がい者基本計画	前期計画						本計画					
加古川市 障害福祉計画	第5期		第6期			第7期						
									中間年 見直し			
加古川市 障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期						
									中間年 見直し			

5 計画の対象

障害者基本法第2条に定義されている「障害者」であり、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

『障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持って
いきいきと安心して暮らすことができるまちづくり』

本市は、平成 12 年に「ウェルネス都市 加古川」を宣言しました。

「ウェルネス都市」とは、すべての市民が、良好な環境のもとでいきいきと毎日を過ごすことができるまちを表しています。

障害の有無にかかわらず、人間としての尊厳が尊重され、権利が保障され、自分らしい生き方ができることが、生きがいのある暮らしの基礎となります。

また、障害を理由とするあらゆる障壁を取り除き、障がいのある人が、住み慣れた地域や自ら選択した住まいで、その地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らしていくことが、真の成熟した共生社会といえます。

理念に掲げるまちづくりを目指し、様々な取組を進めていきます。

7 施策展開の基本姿勢

- (1)人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く
- (2)その人らしく生きられるよう、適切な意思決定支援を行うとともに、一人一人に合った支援を充実する
- (3)自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

本計画に掲げる理念の実現に向けて、計画の策定や事業の展開を行ううえで、常に持つべき基本的な姿勢を掲げます。

(1)人権を尊重し、社会に残る障壁を取り除く

すべての人が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられないことがないよう、社会における様々な障壁を取り除き、「心のバリアフリー」の推進を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

(2)その人らしく生きられるよう、適切な意思決定支援を行うとともに、一人一人に合った支援を充実する

自分らしい生き方のためには、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限尊重される必要があります。

障がいのある人といっても、障害の特性や生活環境など、一人一人の状況は異なるため、周囲にいる人が、障害の特性を理解することを基本とし、さらに、その特性だけに目を向けて支援するのではなく、一人一人の生きづらさや困っていることに目を向けたきめ細やかな支援を充実します。

(3)自助、互助、共助、公助の連携と当事者の参画による福祉施策を展開する

だれもが住み慣れた地域で、心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進するために、自助(自ら行うこと)、互助(地域での見守りや支えあい)、共助(社会保険制度など費用負担が制度的に裏付けられたもの)、公助(公的な福祉サービス)の連携による取組を進めるとともに、障がいのある人本人や支援者の意見を十分に聞き、施策を展開します。

第2章 障がい者基本計画

1 施策の展開分野

理念や施策展開の基本姿勢を常に意識し、次の6つの分野において施策を展開します。

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、『心のバリアフリー』を推進するための取組を進めます。さらに、障がいのある人を支援する人の活動をより充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、ともに支えあい生きる地域づくりを推進します。

(2) 地域生活の充実

障がいのある人が、自らの決定による自立した日常生活を送ることができるよう、また、ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含め、いつでも相談ができる体制や、希望するサービスが使える環境を整備するとともに、子育て、保健、医療、住まい、移動、コミュニケーション手段の確保など、生活をするうえでの基盤を充実させる取組を推進します。

(3) 教育・余暇の充実

特別な支援や配慮を要する子どもに対して、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を目指します。

また、障がいのある人にとって、生きがいとなるような文化芸術・スポーツなどの余暇活動を行える環境の整備を図ります。

(4) 就労・経済的自立の支援

障がいのある人の特性や能力に応じて一般就労や福祉的就労により生きがいを持って働くことができるよう、就労相談や就労訓練、関係機関との連携など、就労に関わる体制の整備を図るとともに、障害年金や各種手当などの経済的自立を支える公的支援制度をわかりやすく案内するなど、利用しやすい環境の整備を図ります。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

道路や建物、公共交通機関などのユニバーサルデザインによる整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ることにより、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

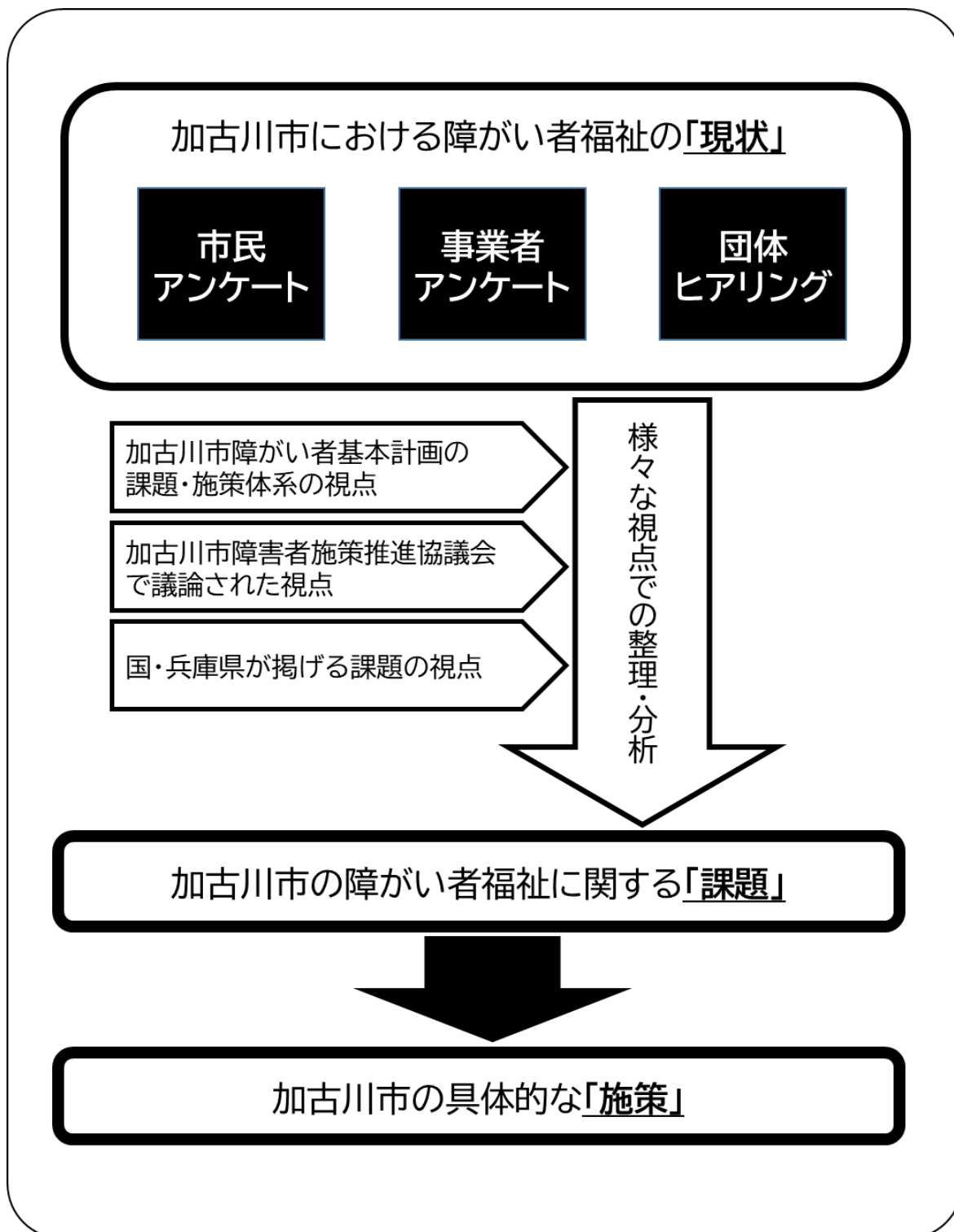
(6) 安全安心の推進

平常時だけでなく、地震をはじめとする災害時や緊急時においても、情報アクセシビリティの向上と障がいのある人の特性や状況に応じた支援ができる体制の整備を図るとともに、成年後見制度の活用支援や虐待の防止などの権利擁護の推進に努め、障がいのある人の安全安心の推進を図ります。

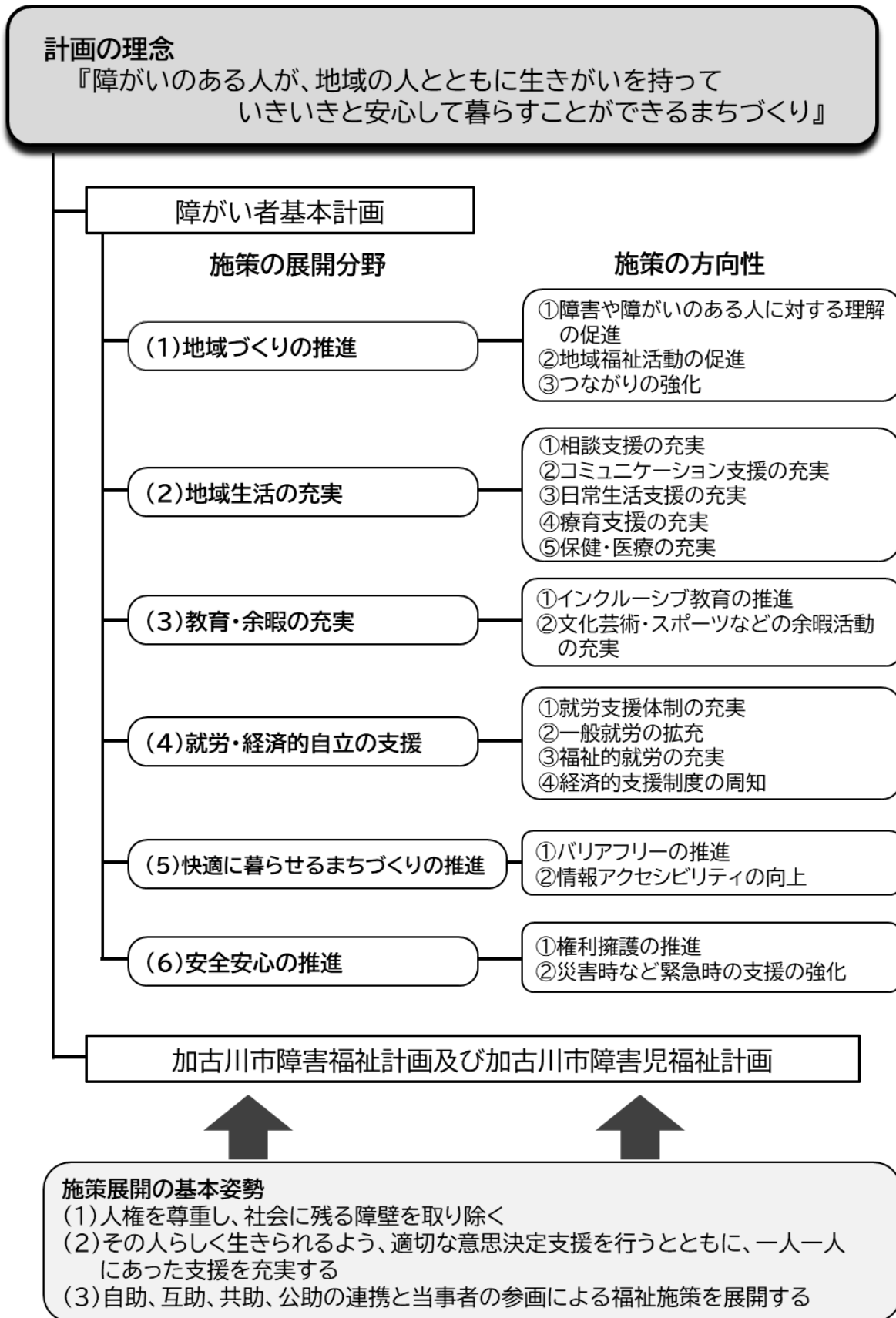
2 現状と今後の方向性

各分野における施策を展開するにあたっては、これまでに取り組んできた結果としての現状を認識し、課題を整理する必要があります。

本章では、各分野において「現状と課題」を整理し、具体的な「施策」を列記します。



3 施策の体系



4 分野別の施策の展開

(1) 地域づくりの推進

障がいのある人が、地域で暮らしていくためには、単に物理的な環境を整備することだけでなく、「心のバリアフリー」を築くことも欠かせません。心のバリアとは、理解不足、偏見、孤立感など、障害の有無にかかわらず、誰もが抱える可能性のある障壁です。

「障害者差別解消法」は、行政機関や事業者による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などを定め、日常生活のあらゆる場面で社会的障壁を取り除く土台となっています。令和3年6月には「改正障害者差別解消法」が公布され、令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務付けられるほか、障がい者差別の解消のための支援措置が強化されました。

しかし、法の理念である共生社会を実現するためには、行政機関や事業者の取組に加え、市民一人一人の理解と行動が重要であり、そのための意識啓発が必要です。

本市では、平成28年12月に「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」を制定し、だれもが相互にコミュニケーションを図ることができる地域づくりに向けて取り組んできました。

また、国においては2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う『心のバリアフリー』が推進されてきました。音声言語以外の手話や要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が社会に浸透するために、その必要性についての市民の理解を促進しなければなりません。

差別や偏見は、相手のことを知らないことから生まれてきます。障がい者差別を解消するためには、地域の人々が、学校や地域での福祉学習・人権学習や、障害福祉施設の地域での活動への参加などを通じて、障害や障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

地域で活動をしている人の中には、障がいのある人に関わるボランティア活動に取り組んでいる人がいます。このようなボランティア活動は、単に障がいのある人の暮らしの支えや活動をする人の生きがいづくりにとどまらず、地域の人々の障がいのある人に対する理解を促し、地域で支えあう福祉意識の醸成へとつながります。ボランティア活動の果たす役割は非常に大きく、そこに参画する人が増えていくことが大切です。

障がいのある人への支援は、近隣住民との日頃からのつながりによるものや、本人を支える支援者や支援者同士の連携によるもの、関係する団体や機関によるもの、同じ立場にある人同士による支えあいによるものなど、様々な人の関わりによって行われています。そうした中で、障がいのある人を中心にして人のつながりが生まれ、支援の輪の広がりとして一人一人に合ったきめ細かい支援を実現することができます。

このような地域をつくるために、本計画においては「①障害や障がいのある人に対する理解の促進」、「②地域福祉活動の促進」、「③つながりの強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

① 障害や障がいのある人に対する理解の促進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」「少しある」と回答した人が51.9%いました。
- 「障害者差別解消法」に規定される社会的障壁は、利用しにくい施設や制度、障がいのある人を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見など、まだ多く存在するため、その除去に向けた意識啓発や取組が必要です。
- 障がい者差別を解消するためには、民間事業者による取組も重要です。令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人が日常生活を送るうえで、店舗や施設などがより利用しやすくなる必要があります。
- 手話や要約筆記、点字その他のコミュニケーション手段については、より一層の理解と普及が必要です。また、その使用の機会が十分に確保されていないため、障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで、不安を感じている現実があります。

【施策】

取組とその内容

○「心のバリアフリー」の推進

「心のバリアフリー」を推進するため、地域において人権啓発推進員などの関わりの中で行われる人権に関する研修や、障害者週間に実施する啓発活動、学校で行われる福祉教育などをさらに充実させ、様々な場・機会に障害の特性や必要な配慮について周知を図ります。

また、地域における交流を促進するため、社会教育推進員・福祉教育推進員などと連携して交流の場を設けるとともに、障害福祉施設の催しの広報や市庁舎における障害福祉施設の授産製品販売フェアの開催などを行います。

○合理的配慮などの推進

市役所においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する加古川市職員対応要領」により「障害者差別解消法」の趣旨や内容をより一層周知します。

また、障害者差別解消法第17条に規定する協議会でもある自立支援協議会において、差別事例の共有・分析や対応の適否について意見交換を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を推進します。

さらに、令和6年4月1日に施行される「改正障害者差別解消法」により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを受け、事業者に向けて周知を図ります。

○多様なコミュニケーションに対する理解の促進

手話が言語であることへの理解の促進に努めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーションについての理解を促進するため、手話や要約筆記、コミュニケーションボードの利用その他の音声言語以外による障害の特性に応じた多様なコミュニケーションについて周知を図ります。

②地域福祉活動の促進

【現状と課題】

- 加古川市ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)への登録者数は減少傾向にあり、加古川市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)と連携して、ボランティア活動の活性化を図る必要があります。
- 登録ボランティアの固定化と高齢化が進んでおり、新たなボランティア活動の担い手の確保が必要です。
- 市民アンケート結果では、5.2%の人が外出時にボランティアなどを利用していることが分かります。また、21.8%の人が、地域で生活するために、外出に関する支援があればよいと回答している一方、6.6%の人が外出する際に介助者が確保できずに困ると回答しています。
- 市民アンケート結果及び事業者アンケート結果ともに、「学校などでの子どもの頃からの障害理解の教育が必要である」という声が寄せられています。

【施策】

取組とその内容
○ボランティア活動の広報 ボランティアセンターと協力し、障がいのある人の日常生活に関わっている点訳や朗読、手話、要約筆記、施設訪問その他の各種ボランティア活動について、その活動内容を周知することで、地域住民の地域福祉活動に参加する意識の醸成を図ります。
○ボランティア活動への支援 ボランティア活動の場を提供するとともに、ボランティアセンターに対し補助金を交付するなど、ボランティア活動の活性化を図ります。
○子どもの頃からの福祉意識の醸成 学校での福祉学習などにおいて、児童・生徒が障がいのある人との交流や疑似体験を行うなど、子どもの頃からの福祉意識の醸成を図ります。

③つながりの強化

【現状と課題】

- 社会福祉協議会や障がい者団体へ補助金を交付し、団体活動の活性化を図っています。
- 社会福祉協議会の見守り事業や、町内会・自治会、民生委員・児童委員などとの連携による住民主体の見守り活動の中で、高齢者だけでなく障がいのある人に対する理解をより促進する必要があります。
- 高齢者だけでなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護など、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進が必要です。
- 平成21年度に設置した自立支援協議会では、障がいのある人の暮らしや就労に関する地域の課題についても検討し、福祉や保健、医療、教育、就労などの関係者の連携強化を図っています。
- 事業者アンケート結果では、事業を運営する上で、18.0%の事業者が「他のサービス事業所との連携」が、また、10.0%の事業者が「医療機関との連携」が課題であると回答しています。また、行政に望むこととして、23.0%の事業者が「支援困難者への対応」と回答しています。

【施策】

取組とその内容
<p>○集いの場づくりと障がい者団体の活性化</p> <p>地域住民とのつながりを強化するため、公民館やスポーツ施設で実施している各種講座やイベントなどへの参加を促進し、関係性を築くきっかけづくりを行います。</p> <p>また、障がい者団体や障がいのある人を支援する団体の概要や活動状況などの広報や、活動に対する補助金の交付を行い、各団体の活動の活性化を図ります。</p>
<p>○見守り活動の推進</p> <p>地域の支援者となつながら環境を整備するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、地域での見守り活動を推進します。</p>
<p>○チーム支援の推進</p> <p>行政、相談支援専門員、サービス提供事業者、教育機関などの各支援者がそれぞれの役割を確認しあい、障がいのある人へ効果的に支援が行われるよう、個別の支援会議を重ねるなどして支援者が一体となった「チーム」による支援を推進します。</p> <p>また、自立支援協議会の専門部会を活用し、各事業所のネットワークづくりを積極的に進め、関係機関の連携強化を図ります。</p> <p>さらに、ライフステージの変化などによって支援者が変わった場合にも一貫した支援が行われるよう、サポートファイルの活用などにより継続した支援を推進します。</p>
<p>○圏域の障害者自立支援協議会との連携強化</p> <p>自立支援協議会において、地域における社会資源を最大限に活用し、諸課題の解決をより効果的・効率的にするため、近隣市町の障害者自立支援協議会との連携を強化し、情報共有を行います。</p>

(2)地域生活の充実

地域での暮らしにおいて、人付き合いや心身の健康など、心配なことや不自由に感じる場合があります。また、障がいのある家族の世話を日常的に行っているヤングケアラーの人は、支援が必要であっても本人や家族に自覚がない場合や、家族のことを話すのに抵抗を持つ人もいます。そのような生活上の問題に直面しても自分から周囲に相談しない・できない人や、誰かに相談したくても、相談できる相手が近くにいないこと、相談内容が社会制度など専門的な知識を要するものであるため相談相手が限られる場合があります。一方で、行政や相談機関ではなく、同じような立場にある人への相談が効果的な場合もあります。そこで、ヤングケアラーを始めとする家族支援も含め、様々な状況にも対応できる相談体制を地域に充実させ、家庭内のサポート体制も強化することで、障がいのある人やその家族は地域で安心して生活できるようになります。

人との関わりの中で、自らの意思を伝え、共通認識を図るためには、相互のコミュニケーションが必要です。障害の特性により音声言語以外のコミュニケーション手段が必要である場合、手話通訳者や要約筆記者の派遣、コミュニケーションボードの使用など多様なコミュニケーション支援を行うことで、障害の有無にかかわらず、相互のコミュニケーションを円滑にすることができます。

障がいのある人の日常生活や社会生活を支える障害福祉サービス等は、制度改革などにより、充実が図られています。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、在宅生活に必要な支援を受けられることが重要です。そのため、家事の援助や身体介護を伴う居宅介護、外出するときの付き添い、自立した共同生活を営むグループホームでの生活支援などの様々な福祉サービスのほか、車いすや補聴器の購入費支援などが、利用者の状況に合わせて適切に使うことができること、また、その内容も質の高いものとなることが望まれています。

障がいのある子どもに対しては、健やかな成長を促す療育支援を充実させる必要があります。療育支援は、身体の運動機能や言葉の発達の遅れ、落ち着きがないなどの子どもの特性がしっかりと理解され、家庭における良好な人間関係が築かれた中で、支援する施設や地域社会との連携のもと切れ目なく行われることが大切です。適切な療育支援を受けることは、子ども自身の日常生活の質を高め、社会参加の機会を増やし、それぞれの幸せをつかむ力を育むことにつながります。

障がいのある人が、地域において医療を受け、地域で安心した生活を営むためには、保健・医療サービス等の提供体制の充実が必要です。また、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進し、切れ目のない退院後の支援も重要です。そのため、医療費の助成や、精神障がいのある人の地域での生活支援が欠かせません。

このように、障がいのある人の地域での生活をより豊かなものとするために、本計画においては「①相談支援の充実」、「②コミュニケーション支援の充実」、「③日常生活支援の充実」、「④療育支援の充実」、「⑤保健・医療の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①相談支援の充実

【現状と課題】

- 平成29年度に加古川市障がい者基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」という。)を設置し、悩みごとや困りごとをいつでも相談できる体制を確保しました。しかし、市民アンケート結果では、約55%の人が「相談したこともなく、名前も知らない」と回答しており、令和2年度のアンケート結果と比較して、大きな変化はみられないことから、より一層の周知が必要です。
- ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して、必要な支援につなぐ必要があります。
- 令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援が受けられるよう、体制の整備が必要です。
- 障がいのある人を必要な障害福祉サービスにつなぎ、個別ケースに応じた柔軟な対応を行うとともに、適正なモニタリングが実施されるよう、相談支援専門員の確保と専門性の向上が必要です。

【施策】

取組とその内容

○ヤングケアラーを始めとする障がい者の家族支援を含めた、相談支援体制の充実

障がいのある人の家族支援を含め、障害福祉に関する総合的・専門的な相談窓口として、基幹相談支援センターを設置しています。基幹相談支援センターの周知を図るとともに、基幹相談支援センターに寄せられる相談内容から、ヤングケアラーなどの実態を把握し、障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなげます。また、様々な立場からの助言が得られるよう、基幹相談支援センターなどの相談支援機関のほか、障害者相談員やピアサポーターなど、様々な立場からの相談が受けられる体制を充実させます。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

○本人の意向に沿った相談支援の充実

障がいのある人が地域で希望する生活を実現できるよう、計画相談支援におけるモニタリング及びアセスメントが充実されるように、相談支援専門員が障がいのある人自身の意向を尊重した、本人中心の支援のサービス等利用計画を策定し、障がいのある人が着実に成長できる相談支援を推進します。

○相談支援専門員の確保と専門性の向上

障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談者が相談したい内容を正確に把握し、また、相談者が効果的な助言を得られるよう、相談支援専門員が行う支援への指導の強化や情報交換会の開催、研修会の開催情報の周知などを行い、相談支援専門員の確保と専門性の向上を図ります。

②コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

- 「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」を平成28年12月に制定し、平成29年4月から施行しています。今後も引き続き条例の理念に沿って当事者の意見を聞き、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する具体的な施策を展開していく**必要があります**。
- 手話通訳や要約筆記のニーズが高まる一方、手話通訳者や要約筆記者などの支援者の登録者数が限られているため、担い手となる人材の養成が必要です。
- 市民アンケート結果では、知的障がいのある人の45.4%が、また、発達障がいのある人の41.3%が、「まわりの人と意思疎通が十分にできない」と答えています。

【施策】

取組とその内容
○「加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例」にかかる取組の推進 手話が言語であることの普及と、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を促進するという条例の理念を実現するため、具体的な取組について当事者とともに検討します。
○コミュニケーション支援体制の整備 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、市に常勤の手話通訳者を複数名配置し、窓口通訳や派遣調整を行います。 また、市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進するなど、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。
○コミュニケーションを支援する人材の育成 手話奉仕員や点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を実施し、手話で日常会話を行うために必要な語彙や表現技術を習得した人、点訳・朗読技術を習得した人を養成します。 また、手話通訳や要約筆記に関する研修会の 開催にかかる 周知を通じて手話通訳者や要約筆記者の養成を図り、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の確保を図ります。
○コミュニケーションツールの普及啓発 多様なコミュニケーションを促進するため、コミュニケーションを行ううえでの本人の特性などが記入できる「ヘルプカード」や、発音による会話が難しい人とのコミュニケーションを支援するコミュニケーションボードなどのコミュニケーションツールの普及啓発を行います。

③日常生活支援の充実

【現状と課題】

- 居宅介護などの在宅支援サービスの利用量は、年々増加傾向にあります。また、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行にかかる問題(いわゆる「65歳問題」)への対応のため、障害福祉制度と介護保険制度のさらなる連携が必要です。
- 移動支援事業の利用量は、年々増加傾向にあります。また、障がいのある人の社会参加を促進するには、外出にかかる費用負担の軽減が必要です。
- 市民アンケート結果では、これからの生活について、74.4%の人が「自宅で暮らしたい」と回答しています。
- 事業者アンケート結果では、事業を運営するうえで、75%の事業者が「スタッフの確保」が、また、72%の事業者が「スタッフの人材育成」が課題であると回答しています。

【施策】

取組とその内容
○在宅支援の充実 地域で必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるよう、介護や住宅、衛生面に関する福祉サービスの支給や各種機器の購入費の助成など、児童や介護の分野とも連携して個人の状況に合わせた支援を充実させます。
○外出支援の充実 障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促進するため、移動にかかる費用に対する補助や移動に関する福祉サービスにおける支給量の調整、公共施設の使用料の減免などの様々な支援を検討します。
○サービス提供基盤の確保 不足するサービスへの事業者の参入を促すため、地域生活支援拠点等の整備のための補助制度を実施し、サービスの提供体制を充実させます。
○情報提供の充実 利用者本位の福祉サービスの利用や用具・機器の利用を推進するため、事業の概要や事業所の特色、用具・機器の特徴や開発情報など利用者に有益となる情報提供を充実します。

④療育支援の充実

【現状と課題】

- 平成16年に制定された「発達障害者支援法」の浸透が進み、発達障害に対する相談や発達訓練のニーズが高まり、療育支援体制の充実が求められています。また、平成28年に「改正発達障害者支援法」が施行され、切れ目のない支援が特に重要であるとされました。
- 就学までの子育て期において、乳幼児健康診査や就学相談での障害の早期発見や健康診査後のフォローアップ、保健指導や相談対応を行って医療機関につなぐなど関係機関との連携を図り、体制の充実に努めています。また、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの相談支援の充実を図っています。

【施策】

取組とその内容
<p>○子育て世代包括支援センターの充実</p> <p>子育ての情報の不足や発達の問題の受容のしづらさから、保護者が適切な時期に相談する機会を逃さないよう、子育てや乳幼児の発達に関する情報提供や保護者からの相談を受け入れるなど、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの充実を図ります。</p>
<p>○早期発見・早期療育の推進</p> <p>乳幼児健康診査や就学相談に加え、保健師による相談、乳幼児発達相談事業、子育て相談センターでの臨床心理士などによる相談などできる限りの機会を捉え、疾病や運動機能、精神発達に関する児童の状態を保護者に早期に知ってもらうことで、それぞれの児童の発育・発達特性に応じた療育支援に早期につなげる体制整備を推進します。</p>
<p>○こども療育センターを中心とした療育支援の推進</p> <p>障がいのある子どもが、心身の発達に応じて健全な社会生活を営むことができるよう、こども療育センターを中心に関係機関と連携を図りながら療育支援を推進します。</p> <p>また、こども療育センターについては、地域の療育支援における中核施設としての機能を充実させ、関係機関への職員の派遣や療育相談、研修などを行います。</p>
<p>○保育所などにおける支援の充実</p> <p>すべての子どもが地域でともに成長できる環境を整えるため、保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて障がいのある子どもに適切な支援が行えるよう受け入れ体制の整備を行うとともに、私立認可保育所などに補助金を交付することなどにより、障がいのある子どもの受入れの円滑化を図ります。</p> <p>また、障がいのある子どもが保育所などでの集団生活に適應することができるよう保育所等訪問支援の充実を図ります。</p>
<p>○放課後等デイサービスの支給量調整</p> <p>子どもの生活能力の向上と社会との交流を促進するため、家庭の状況を考慮したうえで放課後等デイサービスの支給量を調整します。</p>

⑤保健・医療の充実

【現状と課題】

- 夜間救急や休日診療、障がい者(児)歯科受診制度などの受け入れ体制を維持するとともに、障害に対応した医療機関の充実が必要です。
- 入院や通院の機会が多くなる、障がいのある人やその家族にとって、障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などは、経済的負担を軽減するものとなっています。
- 相談支援専門員や障害福祉サービス等を提供する支援者は、支援の対象となる、障がいのある人の医療に関する情報を把握したうえで、支援を実施する必要があります。
- 精神障がいのある人の地域移行・地域定着を推進するため、関係機関の連携をより強化する必要があります。

【施策】

取組とその内容
<p>○医療体制の充実</p> <p>加古川中央市民病院を中心とした医療機関の連携を強化し、障害に応じた多様な医療の充実を図ります。</p> <p>また、加古川歯科保健センターでは、引き続き、一般の歯科診療所で治療や予防が困難な障がいのある人の歯科診療を行います。</p>
<p>○費用負担の軽減</p> <p>障がいのある人の経済的負担を軽減するため、引き続き障害者医療費助成制度や自立支援医療制度などの実施により、医療費の一部助成を行います。</p>
<p>○医療と福祉サービスの連携</p> <p>障がいのある人が福祉サービスを円滑に利用し、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療機関や相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所などと連携して、支援の対象となる、障がいのある人の必要な医療情報の共有を図ります。</p> <p>また、医療に対する知識の向上を図るため、事業者に対して各種研修会を実施します。</p>
<p>○精神障がいのある人の地域移行の促進</p> <p>医療機関や障害福祉サービス等事業所、健康福祉事務所、ボランティア、同じ立場の当事者などとの連携強化と、精神障がいのある人の地域生活への移行を促進し、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、体制の整備や、個別の支援を行います。</p>

(3)教育・余暇の充実

「教育基本法」に基づく「教育振興基本計画」として、本市においては令和3年度を初年度とする「第3期かこがわ教育ビジョン」を策定し、「ともに生きるこころ豊かな人づくり」を教育の基本理念に掲げ、本市教育の一層の充実を図っているところです。学校教育においては、障害の有無にかかわらず、同じ場でともに学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築が進められています。そこでは、障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されずに、義務教育の機会が与えられることや、障害の特性に応じた合理的配慮が提供されることが必要とされています。

学校教育現場では、医療的ケアが必要であることや、集団での行動が苦手であること、また、学習障害などにより授業に集中することが難しいなど、特別な支援や配慮を要する子どもは多くいます。そのような子どもに対しては、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校など適正な学習の場の選択ができるように環境の整備を進め、一人一人の状態に応じて適切に指導することが大切です。平成28年に改正された「発達障害者支援法」においても、進学していく過程の中で、切れ目のないきめ細かな支援を行うために、本人の特性や教育方針などを的確かつ効果的に引き継ぐことが必要とされています。

生涯にわたっていきいきと生活していくために、自分の自由な時間を使って興味のあることを学び、いつでも身近にスポーツに親しみ、芸術や文化活動に取り組むことができる場が必要です。地域には、公民館や文化施設で行われている講座など、だれでも身近に学ぶことができる場があります。そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境が大きく変わる中、障がいのあるすべての人が、身近な地域で様々な活動を行うことができる環境の整備がより必要となっています。

このような教育や余暇活動を充実させるために、本計画においては「①インクルーシブ教育の推進」、「②文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- 障がいのある子どもの自立を支えるために、就学前から教育、就労、社会生活までのライフステージごとのつながりを深め、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。
- 幼稚園・認定こども園の特別支援ルームにおいて、必要に応じて職員を加配するなど、体制の充実を図っています。また、特別な支援や配慮を要する子どもへの支援を充実させるため、各学校園に特別支援教育コーディネーターの配置や教育相談などの支援体制の構築を図っています。
- インクルーシブ教育の理念が広まる中、各学校へ配置しているスクールアシスタントや補助指導員などの人的支援を含めた教育環境の整備が必要です。
- 市民アンケート結果及び事業者アンケート結果ともに、「学校などでの子どもの頃からの障害理解の教育が必要である」という声が寄せられています。

【施策】

取組とその内容
<p>○連携した教育支援の推進</p> <p>校種間の連携を進める「学校園連携ユニット」を活用し、地域の保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校が相互に連携し、家庭、地域とも連携を図りながら、子どもたちの連続した学びや育ちを支援します。</p> <p>また、一人一人に合った教育を包括的・継続的に実施するため、個別の教育支援計画・個別の指導計画やサポートファイルなどの活用を推進し、関係機関との共有や引継ぎを行います。</p>
<p>○インクルーシブ教育体制の整備</p> <p>地域の学校や特別支援学校での教育をより充実させるために、障害についての理解を図り、通級による指導や特別支援学級での教育をさらに推進するとともに、スクールアシスタントや補助指導員などの適切な配置を行います。</p>
<p>○教員の特別支援教育に関する専門性の向上</p> <p>特別な支援や配慮の必要な児童生徒の障害の特性などに配慮した指導を充実させるため、教職経験豊かな教員を中心とした教員間の学びあいや支えあいを推進するとともに、現場での研修などを通じて専門的な知識・技能などを身に付ける研修体制を整備します。</p>

②文化芸術・スポーツなどの余暇活動の充実

【現状と課題】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて障がい者スポーツがより注目されるようになり、障がい者スポーツを楽しむことができる機会の提供や環境の整備が求められています。
- 障がい者スポーツを実施する団体や実施できる場が不足しており、指導者の指導方法の習得や障害の特性の理解などを含め、障がい者スポーツの普及に取り組む必要があります。
- 障がいのある人が創作した作品を展示する「ふれあい作品展」や健康増進を図るための「スポーツ教室」を毎年実施するなど、様々な活動や体験ができる機会を創出します。
- 児童クラブにおいて、障がいのある児童を受け入れる際に職員を適切に配置するための人員を確保するなど、体制の整備を進めています。

【施策】

取組とその内容
<p>○作品展やスポーツ教室の開催</p> <p>文化芸術活動の推進と生きがいの高揚のため、障がいのある人が日頃の趣味・学習活動の中から創作した作品を展示する「ふれあい作品展」を開催するなど、発表する機会の充実を図ります。</p> <p>また、障がいのある人の健康増進を図るため、障がいのある人も楽しめる種目の「スポーツ教室」の実施により、様々な体験ができる機会を充実させます。</p>
<p>○障がい者スポーツの振興</p> <p>障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、障がい者スポーツの振興とスポーツを通じた交流の促進のため、様々なスポーツイベントを実施します。</p> <p>また、地域で身近にスポーツができる環境を整備するため、活動の場づくりや機会を増やすとともに、障がい者スポーツの団体の育成・活性化を図っていきます。</p> <p>加えて、障害の特性に応じた適切な支援ができる指導者の養成を目指し、指導者に対する研修会などにおいて、障害や障がいのある人に対する理解促進を図ります。</p>
<p>○活動しやすい環境の整備</p> <p>障がいのある人の余暇活動を充実させるため、公共施設の利用料金の減免や、障がい者団体による福祉バスの利用など、活動しやすい環境の提供に努めます。</p>
<p>○放課後活動の場の充実</p> <p>障がいのある子どもが、児童クラブや放課後子ども教室などにおいて、障がいのない子どもと地域でともに健やかに成長できる体制を整備します。</p>

(4) 就労・経済的自立の支援

障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと生きがいを持って自立した生活を営むうえで、働くことや収入を得ることはとても重要です。また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、多くの人の生活に大きな影響を及ぼしました。新たな感染症の発生時などにおいては、社会から孤立しないためにも、継続的な就労支援は重要な取組の1つです。

障がいのある人の就労においては、障害の特性や本人の状態、状況に応じた働き方ができ、周囲からの支援を受けながら自ら働き方を選択できる環境が整っている必要があります。

障がいのある人の働き方には、一般就労のほかに福祉的就労があります。それぞれの枠組みの中で、障がいのある人の働く環境を改善する取組を進めていくことはもちろんのことですが、さらには、一般就労と福祉的就労とのつながりがスムーズになることで、より本人に適した働き方が実現できるものとなります。一般就労を希望する人に対しては、働く力をつける訓練や働く能力の評価、また、それに応じた就職先へのつなぎ、職場定着できるよう就職後のサポートが必要です。一方で、一般就労が難しい場合には、福祉的就労の中で働く力を養い、一般就労へ向けてステップアップを図るための支援が必要となります。また、一般就労を継続することが難しくなった場合には、再就職に向けての支援や福祉的就労へ移行するなど、働き続けることができる環境が必要です。

本市においては、就労機会の拡大のため、令和5年度より雇用施策との連携による「重度障害者等就労支援特別事業」を開始しました。また、令和4年12月に改正された「障害者総合支援法」により、就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう「就労選択支援事業」も今後開始する予定です。

就労における支援は、学生が卒業後の進路を選択する場合、学校の進路指導担当や実習先事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、相談支援事業所、ハローワーク、市などが連携して行っています。また、すでに就労している人やこれから就労しようとする人に対しては、障害者就業・生活支援センターや職業能力開発施設、相談支援事業所、ハローワーク、健康福祉事務所、市などの関係機関による相談や働くための評価、職場定着、訓練、職場実習体験などの支援があります。このように、障がいのある人の就労の支援は、就職するときだけでなく、働く前の準備や働き出した後のフォローなど、様々な人や機関の関わりによって行われています。

自立した生活には、経済的な支援も重要です。働いて得る収入が不十分な場合や働くことができない場合は、生活を支える各種手当の支給やその他公的な経済的支援が充実することで、障がいのある人の生活を保障することができます。また、障害年金や各種手当を受給することができる人誰もが制度を知り、受給できていることが大切です。

このような就労や経済的自立の支援をより充実させるために、本計画においては「①就労支援体制の充実」、「②一般就労の拡充」、「③福祉的就労の充実」、「④経済的支援制度の周知」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①就労支援体制の充実

【現状と課題】

- 就労に関する相談は、生活全般の相談に比べより専門的となるため、就労に関する相談体制の充実が必要です。
- 市民アンケート結果では、「気軽に就労に関する相談ができる窓口がほしい」という声が多くなっています。
- ハローワークや加古川障害者就業・生活支援センターと連携し、市内の就労に関する支援のための取組を強化する必要があります。

【施策】

取組とその内容
○就労相談の充実 ハローワークが主催し、市が共催する障がい者合同就職面接会を行うなど、障がいのある人の就職促進のための機会を提供します。
○就労支援ネットワークの強化 ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、一般就労につなげられる就労支援や、体力の低下などに伴う一般就労から福祉的就労への移行の支援を行います。
○職場定着までの一貫した支援の推進 ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどと連携し適職開拓を行うとともに、職場適応援助者(ジョブコーチ)制度や障害者就業・生活支援センターの職場定着支援を周知し、生活面を含む就職後の不安を軽減します。

②一般就労の拡充

【現状と課題】

- 平成28年4月に改正された「障害者雇用促進法」では、就労の面における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、平成30年4月からは精神障がいのある人が障がい者雇用率の算定に含まれました。さらに、令和5年4月からは障がい者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記されました。障がいのある人が企業の成長、発展にとってなくてはならない人材として活躍し続けることができる環境づくりを一層進める必要があります。
- 市民アンケート結果では、「職場での障害に対する理解が深まってほしい」、「就業時間や作業内容など、障害の状況にあった就労ができるようにしてほしい」という声や、精神障がいのある人で「一般就労をしたい」という声が多くなっています。
- 障がい者雇用率を高めるために、関係機関と連携した啓発が必要です。
- 市役所における障がいのある人の雇用については別枠採用を実施しており、令和2年度からは、身体障害者手帳の所持者に加え、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者についても応募できるよう受験資格を拡大しました。また、事務職のほか、技術職の募集や、任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員としての募集も別枠で実施しており、職務内容や勤務形態の多様化に努めています。

【施策】

取組とその内容
○職場における理解促進 「障害者雇用促進法」の趣旨を周知し、障害や障がいのある人に対する職場の人の理解を促進し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
○障がい者雇用の推進 ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関などとの連携を強化し、障がい者雇用率達成企業の拡充を図ります。
○職域や勤務体系の拡充 ハローワークなどと連携して障害の特性や必要な配慮について周知し、職域の拡大や障害の状況に応じた短時間勤務や在宅就労などの多様な働きを推進します。
○助成制度の周知 特定求職者雇用開発助成金や障害者トライアル雇用奨励金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金などの助成制度をハローワークと連携して周知することで、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを推進します。
○市役所における障がい者雇用の推進 「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、多職種、多様な就労形態における雇用を推進します。

③福祉的就労の充実

【現状と課題】

- 障害福祉サービスの就労継続支援事業所(A型、B型)が増えており、福祉的就労をしている人が増えていますが、利用者への工賃が十分でない部分もあります。
- 本市では、市庁舎内での就労訓練や障害福祉施設などからの優先調達に取り組んでおり、今後も引き続き取組を推進していく必要があります。

【施策】

取組とその内容
<p>○職業能力の向上</p> <p>「精神障害者社会適応訓練事業」など訓練事業の周知を行い、就労に対する訓練の意識啓発を行うとともに、事業所で行われる福祉的就労の内容を情報共有するなど、労働の質の向上を図ります。</p> <p>また、市の関係部署や兵庫県と連携して、農業分野をはじめ様々な分野における就労を開拓し、障がいのある人へ就労の機会を提供することで職業能力の向上を図ります。</p>
<p>○工賃の向上</p> <p>「加古川市障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」に基づく庁内の優先調達の拡大を図るとともに、市庁舎での授産製品販売フェアの開催や民間施設での授産製品販売フェアの開催支援などにより、授産製品のPRを行い、販売機会の拡大に努めます。</p>

④経済的支援制度の周知

【現状と課題】

- 心身機能の維持向上にかかる医療費の負担が大きい場合や、就労困難により安定した収入が不十分な場合など、経済的に困難を抱える障がいのある人が多くいます。
- 市民アンケート結果では、「生活の安定のため、年金・手当の充実」を望む声が多くなっています。

【施策】

取組とその内容
○各種経済的給付制度の周知 対象となる人が制度を知らないために支援を受けられないことがないように、各種手当や年金、給付金制度、資金の貸付制度などを周知します。
○各種負担軽減制度などの周知 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、公営住宅の優先選考や、税金、NHK放送受信料、公共施設の利用料金の減免制度などの周知に努めます。

(5) 快適に暮らせるまちづくりの推進

日常の中で、自分の周りにあるものに目を向けると、例えば文房具や机、椅子、日用品などの様々な道具、道路や公園、公衆トイレ、お店などの多くの人が使う施設、また、案内板やホームページ、紙面などに書かれてある内容や文字の大きさ、色使いなどの情報など、多種多様なものが存在し、そして、それらを多くの人が共用していることに気づきます。そのため、多様な人が暮らす社会においては、すべての人にとってあらゆるものが使いやすいものとなっていることが大切です。

近年、ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりが進んでいます。ユニバーサルデザインとは、1980年代にアメリカで提唱され、1990年代に日本にも入ってきた考え方であり、障害の有無だけでなく、言語や国籍、年齢などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいよう、施設や商品、情報を設計(デザイン)すること、またそれを作り出すプロセスのことであり、あらゆるものの製造、創作においてその考え方が取り入れられています。一方、バリアフリーにおいては、障がいのある人や高齢の人など、社会的な障壁により使いづらさが生じることを解消するため、利用しやすい建物の建築を促進する「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」(平成6年)や、電車やバス、駅、その周辺道路を移動しやすくする「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」(平成12年)が順次制定され、そして、平成18年には、総合的にバリアフリーを進めるために、2つの法律を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が制定されるなど、物理的な障壁を取り除く環境の整備が進められてきました。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、平成30年及び令和2年の2度にわたり「バリアフリー法」が改正されました。このような取組により、少しずつ日常生活が過ごしやすくなってきている部分も多くあるものの、まちの中にはまだまだ段差や使いにくい施設、分かりづらい案内表示などがあります。これから新たに作るものは、ユニバーサルデザインによる設計とし、また、すでにあるものを改修するときには、バリアフリー化を図ることが必要です。

情報社会と言われるように、社会との関わりをより深めていくためには、様々な情報を取得することができる必要があります。しかし、障害の特性によっては、広報紙やホームページを読むことができない、音声での案内を聞くことができない、難しい表現は理解しづらいことがあり、情報を発信する側と受け取る側の手段が違えば、必要な情報は全く伝わらない場合があります。コミュニケーションの手段は多様であることから、だれでも必要な情報を取得できることが必要です。

このように、障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に暮らせるまちをめざしていくために、本計画においては「①バリアフリーの推進」、「②情報アクセシビリティの向上」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①バリアフリーの推進

【現状と課題】

- 市の公共施設の整備については、施設の改修時期に合わせてバリアフリー化を進めています。
- 公共施設や道路などを整備する際は、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の基準に適した整備を進めることを基本とし、さらに障がいのある人の意見を聞いたうえで、暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。
- 平成29年度を始期とする「加古川市地域公共交通プラン」に基づき、地域生活の中でタクシーがより利用しやすいものとなる取組を進めるなど、公共交通をより充実させる必要があります。
- 社会参加を促すためには、外出時にトイレが使用できる必要がありますが、公共施設において車いす対応のバリアフリーなトイレの整備は進んでいる一方で、大人を介護するための設備の整備は進んでいません。

【施策】

取組とその内容
<p>○ユニバーサルデザインの普及啓発</p> <p>事業者などのユニバーサル社会づくりの意識を醸成し、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進するため、すべての人にとって使いやすい・見やすい・わかりやすいというユニバーサルデザインの普及啓発を行います。</p>
<p>○「兵庫県福祉のまちづくり条例」に沿ったまちづくりの推進</p> <p>利用者目線で暮らしやすいまちづくりを推進するため、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を周知し、地域住民とともに暮らしやすいまちづくりを推進します。</p>
<p>○外出しやすい環境づくり</p> <p>「かこバス」や「かこバスミニ」などのコミュニティ交通について、障がいのある人が利用しやすいよう車輛のノンステップ化などを推進します。</p> <p>また、「兵庫ゆずりあい駐車場制度」などの普及啓発を行い、障がいのある人の外出を支援します。</p>
<p>○公共施設のバリアフリー化の推進</p> <p>すべての人にとって利用しやすい施設整備を行うため、公共施設の建設や改修を行う際は、車いすで利用できるエレベーターやスロープの設置をはじめ、大人用ベッド付トイレの設置やドアを引き戸にするなど、バリアフリー化を推進します。</p>
<p>○道路のバリアフリー化の推進</p> <p>障がいのある人が外出しやすい環境を整備するため、道路を新設・改修する際は、歩道の段差や傾斜などのバリアフリー化を推進します。</p>

②情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が情報を得やすい環境を整備する必要があります。
- 障害福祉サービスやその他様々な情報を得ることができるよう、分かりやすく情報を提供することや、情報へのアクセス性をより高めることが必要です。
- 市民アンケート結果では、生活するうえでの情報の取得は、「テレビ」や「新聞」、「広報紙」、「インターネット」が多く、発達障がいのある人や精神障がいのある人は、「インターネット」で情報を取得している人の割合が高くなっています。また、令和2年度のアンケート結果と比較すると、「インターネット」で情報を取得している人の割合が増加しています。

【施策】

取組とその内容
<p>○情報提供媒体の充実</p> <p>視覚障がいのある人が情報を得やすくなるよう、朗読奉仕員や点訳奉仕員との連携を強化し、音声コードや点字書類による情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、ソーシャルネットワーキングサービスの活用による情報発信を進めます。</p>
<p>○市ホームページの充実</p> <p>市ホームページから情報が得やすくなるよう、テキストファイルの掲載(音声読上げ対応)や図・イラストの掲載などをして、ホームページにおける多様な情報提供を推進します。</p>

(6)安全安心の推進

障がいのある人の中には、判断能力が十分でないことから、日常生活や社会生活の様々な場面で支援が必要になる人がいます。また、家族の高齢化による介護力の低下などのため、将来の生活における財産や健康の管理などに不安を抱えている人もいます。そのような状況において、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るために、成年後見制度などの権利を擁護する制度の必要性が高まっています。

障がいのある人が自立して社会参加していくうえで、虐待は大きな妨げになっています。「障害者虐待防止法」が平成24年に施行され、これまで虐待防止に関する理解促進や虐待が発生した場合の対応方法の整備を進めてきました。虐待は家庭内に限らず、福祉施設や職場でも起こるため、誰もが自分の周りでも起こりうる身近な問題として認識しておく必要があります。障がいのある人の中には、虐待を受けている自覚がない人や、被害を訴えることができない人もいるため、事態が深刻化していくことがないように、近くにいる一人一人が虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要です。

東日本大震災(平成23年)や熊本地震(平成28年)などの大地震や台風による集中豪雨、局地的な大雨など、これまで多くの自然災害が発生してきました。そして、今後も南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震の発生、豪雨による水害の発生の危険性が指摘されており、自然災害により被災するリスクは高まっています。災害による被害をできるだけ少なくするために大切なことは、日頃からの備えであり、障害の特性に応じた非常食や水などの蓄え、避難先の確認、家具などの固定、ヘルプカードの携帯など、一人一人が防災に関する意識を高め、自らの状況に応じて必要な対策をしておくことが大切です。

障がいのある人が地域において安全に安心して生活するために、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がいのある人にも適切に情報が伝わるのが大切です。避難所が開設された場合には、障がいのある人を含めた多様な人が同じ場所で過ごすことになります。しかし、多くの人がいる中では落ち着くことができない、音声による情報発信のみでは情報を得ることができないなど、合理的な配慮を必要とする人は必ずいるため、障害の特性に配慮した適切な情報保障や支援が重要です。

このように、障がいのある人が地域での生活を安全に安心して暮らすことができるよう、本計画においては「①権利擁護の推進」、「②災害時など緊急時の支援の強化」に分類し、それぞれ具体的な施策に取り組んでいきます。

①権利擁護の推進

【現状と課題】

- 市民アンケート結果では、約7割の人が成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」もしくは「名前も内容も知らない」と答えています。令和2年10月に加古川市成年後見支援センター（以下「成年後見支援センター」という。）を設置し、周知を図ってきましたが、未だ認知度が低いことが分かります。
- 障がいのある人への虐待やその疑いがある事例は、市内において依然として発生していることから、平成24年度に設置した加古川市障がい者虐待防止センター（以下「障がい者虐待防止センター」という。）を中心とした虐待の防止をさらに推進する必要があります。
- 虐待防止のさらなる推進のため、令和4年度に事業者の運営基準に従業員への研修実施の義務化や虐待防止委員会の設置義務化、虐待防止等のための責任者の設置義務化が盛り込まれました。
- 罪を犯した障がいのある人の社会復帰においては、障害の特性に配慮した本人への支援に加えて、家族や地域の人々の理解と協力が必要です。また、社会復帰後の地域での暮らしでは、再犯を防止し、社会の一員として安定した生活を送れるよう支援が必要です。

【施策】

取組とその内容
○成年後見制度の周知 判断能力が十分でない人の親亡き後などの生活に対する不安を解消するため、成年後見支援センターと連携して制度の周知を行い、利用を促進します。
○障害者虐待防止法の周知 虐待を未然に防止するため、市民や事業所などに対して「障害者虐待防止法」の趣旨や内容を周知します。 また、同法に基づき設置している障がい者虐待防止センターの周知や、関係機関との連携による緊急時には一時保護先の確保に努めます。
○支援機関の周知 兵庫県障害者権利擁護センターや成年後見支援センター、障がい者虐待防止センターなど、障がいのある人の権利擁護に関する支援機関を周知し、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援を推進します。
○触法障がい者に対する支援 触法障がい者の社会復帰と地域生活の定着を図るため、市の福祉分野をはじめとする関係部署や関係機関と連携して早期からの支援体制を整えることで社会復帰を促進し、その後の地域での暮らしの中でも再犯の防止に努める支援などを行います。

②災害時など緊急時の支援の強化

【現状と課題】

- 災害発生時に特別な配慮を必要とする人を受け入れるため、現在、33施設と福祉避難所の指定に関する協定を締結しています。
- 令和3年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとに、一人一人の状況や避難先などの情報を記載した「個別避難計画」の作成が努力義務化されました。
- 「加古川市防災ポータル」や**災害時の避難情報等**を音声で届ける「自動音声配信電話」、「自動応答電話」、さらに地上デジタル放送に防災情報などのデータを載せて配信できる情報伝達手段を導入し、災害時における迅速な情報伝達を進めています。
- 避難所でのコミュニケーションの円滑化のため、各避難所で使用する運営資機材にコミュニケーションボードを追加しました。
- 市民アンケート結果から、家に一人にいるときに近所に支援者がいる人は22.5%にとどまっています。

【施策】

取組とその内容
<p>○地域における支えあいの促進</p> <p>災害をはじめとする緊急時に、地域住民による相互の助けあいを促進するため、日頃から地域住民間の交流の必要性を周知するとともに、「ヘルプカード」や「避難行動要支援者支援制度」などの活用を促進し、地域におけるつながりの強化を図ります。</p>
<p>○災害時の避難生活における配慮の推進</p> <p>避難所での生活において、「ヘルプカード」の活用を促進します。</p> <p>また、災害時に一般の避難所では生活が困難な要支援者を受け入れるための福祉避難所の拡充に努めます。</p>
<p>○災害に対する日頃からの備えの意識啓発</p> <p>自主防災組織等や福祉専門職とも連携し、日頃からの防災意識の向上を図ります。また、「避難行動要支援者支援制度」の周知と普及を図るとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進めます。</p>
<p>○緊急通報手段の周知</p> <p>音声による119番通報が困難な人が、文字によって救急車や消防車を緊急要請することができる「NET119」や「聴覚障がい者FAX通報」などの制度を周知します。</p>
<p>○緊急時の情報アクセシビリティ向上</p> <p>地震や台風などの災害情報や、避難指示などの緊急情報を速やかに確実に得ることができるよう「加古川防災ポータル」の周知や、「防災ネットかこがわ」への登録を促進します。</p> <p>また、避難所での生活において、文字、図、イラストによる案内の充実や、コミュニケーションボードの活用などにより、避難生活に不安や困難を抱える人に対する支援を行います。</p>

第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本方針

本計画の基本理念である「障がいのある人が、地域の人とともに生きがいを持っていきいきと安心して暮らすことができるまちづくり」のもと、厚生労働省が示す基本的な指針を踏まえ、次の3つを基本方針に掲げます。

(1)個人としての尊重と意思決定支援による共生社会の実現

本市において、障がいのある人の日常生活または社会生活を支援するために必要な障害福祉サービス等を提供するにあたっては、個人として尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2)地域生活を支える障害福祉サービス等の提供体制の整備

福祉施設や病院からの地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域において安心して生活を継続することや経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援などを行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

(3)障がいのある児童の健やかな成長のための支援体制の整備

障がいのある児童の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実を図ります。

これらの基本方針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として「成果目標」を設定し、また、目標を達成するために障害福祉サービス等の必要な量等を「活動指標」として見込み、その確保のための方策を定めます。

2 成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人(以下「施設入所者」という。)のうち、グループホーム、一般住宅などに移行する者の数を見込み、令和11年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

①福祉施設から地域生活への移行者数

令和3年4月から令和5年8月までに、11人が地域生活へ移行しています。

令和4年度末時点の施設入所者数212人(基準値)に対し、令和8年度末までに13人(6.0%)を、令和11年度末までに23人(10.5%)を地域生活へ移行します。

現状	令和3年度 移行者数	令和4年度 移行者数	令和5年度 移行者数 (8月末時点)	合計
	1人	9人	1人	11人

目標	基準値 (令和4年度末)	移行者数 (令和8年度末)	基本指針【参考】
	212人	13人(6.0%)	6.0%以上
	基準値 (令和4年度末)	移行者数 (令和11年度末)	基本指針【参考】
	212人	23人(10.5%)	-

②施設入所者の削減

令和4年度末時点の施設入所者数は212人です。

令和4年度末時点の施設入所者数212人(基準値)に対し、令和8年度末までに11人(5.0%)、令和11年度末までに14人(6.6%)の施設入所者を削減します。

現状	令和3年度末 施設入所者数	令和4年度末 施設入所者数	令和5年度 施設入所者数 ※8月末時点
	217人	212人	214人

目標	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和8年度末)	削減者数 (令和8年度末)	基本指針【参考】
	212人	201人	11人(5.0%)	5.0%以上
	基準値 (令和4年度末)	目標値 (令和11年度末)	削減者数 (令和11年度末)	基本指針【参考】
	212人	198人	14人(6.6%)	-

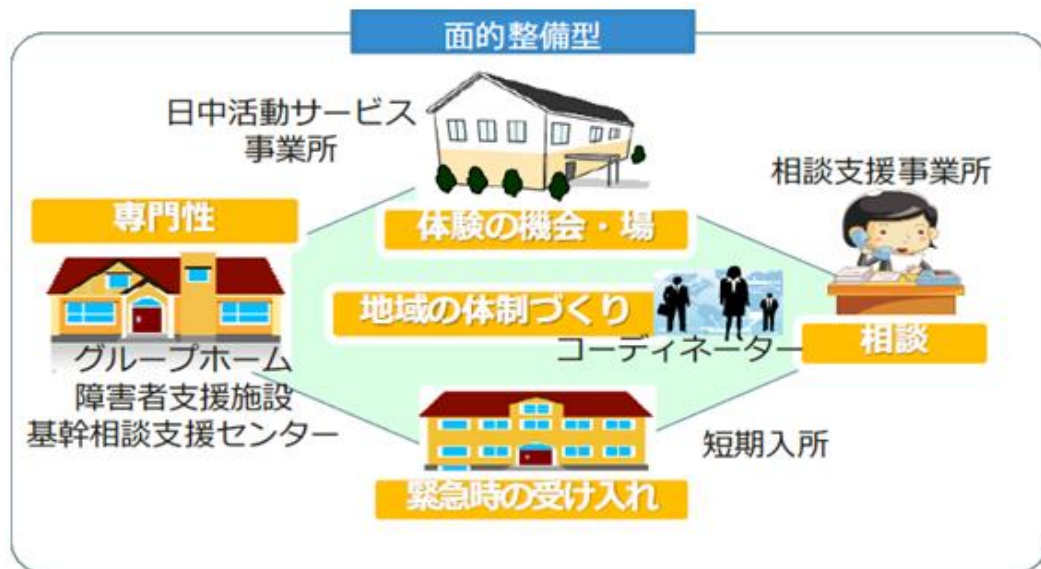
(2) 地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域生活支援拠点等の機能を充実させることが重要です。また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることについて以下の目標を定めます。

① 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等の整備として、重症心身障がい者や医療的ケアが必要な身体障がいのある人を支援する医療支援型グループホームが開設されています。また、地域生活支援拠点等施設整備事業補助金の活用を促し、ニーズを踏まえたハード面の整備を進めています。地域生活支援拠点の機能の充実のため、年1回、運用状況の評価を受けています。

今後は、市と基幹相談支援センターが連携し、面的に整備した地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。また、機能の充実にあたっては、地域の中核的な総合相談支援機関の役割を担う基幹相談支援センターが中心となり地域生活を支えるための体制整備のコーディネートを行います。地域生活支援拠点の機能の充実のため、引き続き、年1回以上、運用状況の評価を受けます。



(出典)厚生労働省 資料

② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備

強度行動障がいのある人に関して、支援ニーズの把握ができていません。

強度行動障がいのある人にかかる支援では、高い専門性に加え多職種間のネットワークが必要であり、地域の体制づくりを一体的に進めていくことが求められることから、市と基幹相談支援センターが連携してニーズ把握、支援体制の整備に取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和 11 年度中に一般就労へ移行する者等の目標値を定めます。

①福祉施設からの一般就労移行者数

令和 3 年 4 月から令和 5 年 8 月までに、79 人が福祉施設から一般就労へ移行しています。

令和 4 年度末時点の一般就労移行者数 34 人に対し、令和 8 年度末までに年間 44 人(1.28 倍)を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳として、就労移行支援から 24 人(1.31 倍)、就労継続支援 A 型から 8 人(1.29 倍)、就労継続支援 B 型から 12 人(1.28 倍)とします。なお、令和 11 年度についても同様の目標値を定めます。

現状	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (8 月末時点)	合計
	移行者数		38 人	34 人	7 人

目標	区分	就労移行者数 (令和 4 年度末)	目標値※ (令和 11 年度末)	比率	基本指針 【参考】
	就労移行支援事業等	34 人/年	44 人/年	1.28 倍	1.28 倍以上
	就労移行支援	18 人/年	24 人/年	1.31 倍	1.31 倍以上
	就労継続支援 A 型	6 人/年	8 人/年	1.29 倍	1.29 倍以上
	就労継続支援 B 型	9 人/年	12 人/年	1.28 倍	1.28 倍以上

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

令和 5 年 8 月末時点で市内に就労移行支援事業所は 3 箇所です。

令和 8 年度末時点で就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とします。なお、令和 11 年度についても同様の目標値を定めます。

③就労定着支援事業の利用者数

令和 4 年度末の就労定着支援事業の利用者は 21 人です。

令和 4 年度末時点の就労定着支援事業利用者数 21 人(基準値)に対し、令和 8 年度末に年間 30 人(1.41 倍)が就労定着支援事業を利用することを目指します。また、令和 11 年度末については基準値に対し、年間 32 人(1.50 倍)が就労定着支援事業を利用することを目指します。

④就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合

令和 5 年 8 月末時点で市内に就労定着支援事業所が 2 箇所あり、令和 4 年度末時点の就労定着率が 7 割以上の事業所はありません。

令和 8 年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 5 割以上とします。なお、令和 11 年度についても同様の目標値を定めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童においては、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるようにすることが重要です。そのため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築などについて目標を定めます。

①児童発達支援センターの設置

「加古川市立こども療育センター」が児童発達支援センターとして、多様な障がいのある子どもなどに対し、早期の療育支援を進めるために関係機関と連携した支援に努めるなど、地域における障がい児支援の中核的役割を担います。

②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

令和5年8月時点では、保育所等訪問支援事業所が7箇所となっています。

障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援事業所と関係機関との連携を図るとともに、地域の障害児通所支援事業所などに保育所等訪問支援事業所の活用を促すことで、障がいのある児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

自立支援協議会内の「くらし・こども専門部会」を協議の場として設置しています。

引き続き、医療的ケア児に対する支援のための課題共有に努め、連携した支援を行います。

④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保

令和5年8月時点では、児童発達支援事業所が3箇所、放課後等デイサービス事業所が7箇所となっています。令和8年度末、令和11年度末においても、十分な支給量を供給できる事業所数を確保します。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

令和5年8月時点で、コーディネーターの配置はできていません。

令和8年度末までに、医療的ケア児等と支援者とを繋ぐコーディネーターの配置に向けて取り組みます。また、配置された医療的ケア児等コーディネーターが医療的ケア児等の家族や支援者からの相談をワンストップで受け止め、医療的ケア児等支援の情報の集約点として、関係機関と連携した対応を行います。

⑥居宅訪問型児童発達支援事業所の確保 兵庫県独自指標

令和 5 年 8 月時点で、居宅訪問型児童発達支援事業所が1箇所となっています。

令和 8 年度末、令和 11 年度末においても、十分な支給量を供給できる事業所数を確保します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成など各種機能のさらなる充実・強化に向けた目標を定めます。

①基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援実施機関の設置

基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しており、引き続き相談支援体制の充実、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させます。さらに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域におけるサービスに関する課題を抽出し、改善などの取組につなげるとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築について、目標を定めます。

①サービスの質の向上を図るための体制確保

障害福祉サービス等にかかる研修へ市職員が参加して得た知識を基に、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるために事業者への説明会を実施するとともに、県市合同の実地指導や指導監査の適正な実施に努めています。

令和 8 年度末まで、引き続き障害福祉サービス等にかかる研修へ市職員が参加し、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行うとともに、事業者のニーズに沿った事業者への説明会を実施します。

3 障害福祉サービスの活動指標(見込量)とその確保のための方策

(1) 訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

○サービスの内容

名称	説明
居宅介護	障がいのある人に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、調理・洗濯などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障がいのある人で常時介護を必要とする人に、自宅や病院などで入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難のある人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排泄、食事などの必要な支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しく困難のある人が外出するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事の介護など、必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする、障がいのある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。

○訪問系サービスの利用状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
居宅介護	実績 (人/月)	353	359	384	412	441	472	506	542	580
	見込量 (人/月)	364	385	409						
	実績 (時間/月)	6,247	6,363	6,808	7,285	7,795	8,341	8,925	9,550	10,219
	見込量 (時間/月)	6,328	6,677	7,078						
重度訪問 介護	実績 (人/月)	15	14	12	13	14	15	16	17	18
	見込量 (人/月)	14	15	16						
	実績 (時間/月)	4,377	3,999	3,399	3,714	4,000	4,286	4,572	4,858	5,144
	見込量 (時間/月)	3,168	3,485	3,834						
同行援護	実績 (人/月)	47	48	48	50	52	54	56	58	60
	見込量 (人/月)	52	54	56						
	実績 (時間/月)	852	973	973	1,014	1,055	1,096	1,137	1,178	1,219
	見込量 (時間/月)	910	947	966						
行動援護	実績 (人/月)	2	2	2	3	4	5	6	8	10
	見込量 (人/月)	1	1	1						
	実績 (時間/月)	68	45	53	62	73	86	101	119	140
	見込量 (時間/月)	40	40	40						
重度障害者 等包括支援 ※県内事業者 数ゼロ	実績 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量 (人/月)	0	0	0						
	実績 (時間/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	見込量 (時間/月)	0	0	0						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

○福祉施設から地域生活への移行や障がいのある人の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられます。そのため、適切な支給量となるように努めていきます。

(2) 日中活動系(生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、療養介護、短期入所)

○サービスの内容

名称	説明
生活介護	常時介護を必要とする、障がいのある人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人や難病患者に対して、リハビリテーションやコミュニケーションなどの実践的なトレーニングや生活などへの相談・助言を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、相談や助言などを行います。
就労選択支援 ※令和7年12月15日 までに開始	就労を希望する障がいのある人または就労の継続を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の利用または一般就労をする前に、就労アセスメントを行うことで、本人の希望、就労能力や適性などに合った適切な選択ができるようサポートを行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能な人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動への支援などを行います。
就労継続支援 A型・B型	通常の事業所に雇用されることが難しい障がいのある人に、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための支援などを行います。雇用契約に基づき最低賃金が保証されるA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	通常の事業所に雇用された障がいのある人の就労の継続を図るため、雇用により生じる問題などへの相談、指導及び助言などを行います。
療養介護	病院において、常時介護を必要とする、障がいのある人に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとに介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	居宅で介護を行っている人の疾病などにより、介護を行うことができないときに、障がいのある人を施設に短期間入所させて、入浴、排泄及び食事の介護などの必要な支援を行います。

○日中活動系サービスの利用状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
生活介護	実績(人/月)	500	491	491	496	501	507	513	519	525	
	見込量(人/月)	485	490	495							
	実績(日/月)	9,651	10,067	10,067	10,168	10,270	10,373	10,477	10,582	10,688	
	見込量(日/月)	8,925	9,015	9,106							
	(内)重度障がい者	実績(人/月)	455	454	454	459	464	469	474	479	484
		見込量(人/月)	-	-	-						
自立訓練 (機能訓練)	実績(人/月)	8	9	11	13	16	20	24	29	35	
	見込量(人/月)	9	9	9							
	実績(日/月)	155	188	224	267	318	379	452	538	641	
	見込量(日/月)	170	170	170							
自立訓練 (生活訓練)	実績(人/月)	15	8	6	11	11	11	11	11	11	
	見込量(人/月)	11	11	11							
	実績(日/月)	322	161	121	227	227	227	227	227	227	
	見込量(日/月)	227	227	227							
	(内)精神障がい者	実績(人/月)	9	5	4	4	4	4	4	4	4
		見込量(人/月)	-	-	-						
就労選択支援	実績(人/月)	-	-	-	0	5	10	20	30	40	
	見込量(人/月)	-	-	-							
就労移行支援	実績(人/月)	53	49	47	48	49	50	51	52	53	
	見込量(人/月)	62	63	64							
	実績(日/月)	1,036	858	827	841	859	877	895	913	931	
	見込量(日/月)	1,066	1,077	1,088							

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画						
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度※	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
就労継続 支援 A 型	実績 (人/月)	182	223	281	302	323	344	365	386	407	
	見込量 (人/月)	191	207	224							
	実績 (日/月)	3,589	4,573	5,762	6,258	6,753	7,249	7,744	8,240	8,735	
	見込量 (日/月)	3,812	4,117	4,447							
就労継続 支援 B 型	実績 (人/月)	774	863	941	1,023	1,105	1,187	1,269	1,351	1,433	
	見込量 (人/月)	725	754	770							
	実績 (日/月)	13,638	15,442	16,832	18,169	19,405	20,642	21,878	23,115	24,351	
	見込量 (日/月)	12,465	12,964	13,224							
就労定着支援	実績 (人/月)	21	21	21	24	27	30	31	32	32	
	見込量 (人/月)	22	27	33							
療養介護	実績 (人/月)	39	37	35	33	32	31	30	29	28	
	見込量 (人/月)	41	42	43							
短期 入所	福祉型	実績 (人/月)	97	124	153	181	208	236	263	291	318
		見込量 (人/月)	82	91	102						
		実績 (日/月)	404	502	617	713	808	904	999	1,095	1,190
		見込量 (日/月)	320	352	395						
	(内)重度 障がい者	実績 (人/月)	56	72	89	105	121	137	153	169	185
		見込量 (人/月)	-	-	-						
	医療型	実績 (人/月)	3	6	7	10	13	16	19	22	25
		見込量 (人/月)	17	19	22						
		実績 (日/月)	16	25	31	40	49	58	67	76	85
		見込量 (日/月)	88	97	109						
	(内)重度 障がい者	実績 (人/月)	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		見込量 (人/月)	-	-	-						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

- 自立支援協議会の活用や各障害福祉サービス事業所との連携のもと、特に必要とされる短期入所の提供体制を整えます。
また、就労系サービスについては、本人の希望や就労能力、適性などに合った選択を支援するため、新たなサービス(就労選択支援)を提供する体制の整備や活用などを促していきます。
- 地域生活支援拠点等を活用し、緊急時における短期入所、医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人の短期入所の利用の円滑化を図ります。
また、地域生活支援拠点等のコーディネーター(基幹相談支援センター)や設置予定の医療的ケア児等コーディネーターを中心に、事業所及び関係機関との連携を図り、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 一般就労への定着が持続できるように就労定着支援の積極的な利用の促しやサービス提供事業者などと連携した支援体制の構築を進めていきます。

(3) 居宅支援・施設系(自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援)

○サービスの内容

名称	説明
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助(グループホーム)などを利用していた障がいのある人で、ひとり暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために必要な助言や医療機関などとの連絡調整など、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を希望する、障がいのある人に、夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排泄、食事の介護などの必要がある人には、介護サービスも行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日における、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

○居住支援・施設系サービスの利用状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	実績 (人/月)	0	0	0	2	3	4	5	5	5
	見込量 (人/月)	1	1	1						
(内)精神障がい者	実績 (人/月)	0	0	0	1	2	2	3	3	3
	見込量 (人/月)	0	0	0						
共同生活援助 (グループホーム)	実績 (人/月)	166	198	226	260	294	328	362	396	430
	見込量 (人/月)	143	165	190						
(内)精神障がい者	実績 (人/月)	48	59	67	78	89	100	111	122	133
	見込量 (人/月)	48	56	65						
(内)重度障がい者	実績 (人/月)	58	69	79	90	101	112	123	134	145
	見込量 (人/月)	-	-	-						
施設入所支援	実績 (人/月)	217	212	210	207	204	201	200	199	198
	見込量 (人/月)	211	210	209						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【居宅支援・施設系サービスの見込量確保のための方策】

- 精神科病院や入所施設との連携を図るとともに、障害福祉サービスの利用などにより、病院・施設からグループホームなど地域生活への移行を促します。
- 地域生活支援拠点等を活用し、障がいのある人の地域での生活の継続や病院などからの地域移行を進めることができるような体制を構築します。
- 地域生活支援拠点等における専門的な人材の養成、関係機関との調整を図ります。
- 地域生活への移行後などは変化していく生活に合わせた柔軟性の高い支援体制が必要であることから、自立生活援助の活用を促していきます。

(4) 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

○サービスの内容

名称	説明
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している人または精神科病院に入院をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行などについて、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人や、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

○相談支援の利用状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	実績(人/月)	483	565	565	611	660	713	771	833	900
	見込量(人/月)	509	533	557						
地域移行支援	実績(人/月)	1	0	0	1	2	3	4	5	6
	見込量(人/月)	2	3	4						
(内)精神障がい者	実績(人/月)	0	0	0	1	2	3	4	5	6
	見込量(人/月)	1	2	3						
地域定着支援	実績(人/月)	2	1	1	2	3	4	5	6	7
	見込量(人/月)	6	7	8						
(内)精神障がい者	実績(人/月)	0	0	0	1	2	3	4	5	6
	見込量(人/月)	3	4	5						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【相談支援サービスの見込量確保のための方策】

- 計画相談支援の提供体制の整備のため、引き続き相談支援事業者などに対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。
- 自立支援協議会(相談支援専門部会)を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上、経営基盤強化に向けた取組を行います。
- 相談支援専門員の確保のために必要な策を講じるよう、国に対して求めています。

(5) 障害児通所支援等

①障害児通所支援

○サービスの内容

名称	説明
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などを行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある児童に、学校終了後または休業日において、創作活動や生活能力向上に必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、子どもや職員に対して集団生活に適応するために必要とする専門的な支援、助言などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して発達の支援を行います。

○障害児通所支援の利用状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	実績 (人/月)	264	273	314	362	417	480	552	635	731
	見込量 (人/月)	209	222	236						
	実績 (日/月)	2,530	2,632	3,027	3,481	4,004	4,605	5,296	6,091	7,005
	見込量 (日/月)	2,047	2,170	2,301						
放課後等 デイサービス	実績 (人/月)	683	723	766	813	862	914	969	1,028	1,090
	見込量 (人/月)	633	671	712						
	実績 (日/月)	7,145	7,556	8,009	8,490	9,000	9,540	10,113	10,720	11,364
	見込量 (日/月)	6,686	7,088	7,514						
保育所等 訪問支援	実績 (人/月)	17	7	8	9	10	12	14	16	18
	見込量 (人/月)	11	13	15						
	実績 (日/月)	24	11	12	14	16	18	20	23	26
	見込量 (日/月)	11	13	15						
居宅訪問型 児童発達支援	実績 (人/月)	0	0	1	1	1	1	2	2	2
	見込量 (人/月)	0	0	2						
	実績 (日/月)	0	0	4	15	20	20	35	35	40
	見込量 (日/月)	0	0	2						

※令和5年度は見込(者)数

②障害児相談支援

○サービス内容

障害児通所支援を利用する際に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。

○障害児相談支援の利用状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児 相談支援	実績 (人/月)	220	276	306	341	379	421	486	520	578
	見込量 (人/月)	244	265	286						

※令和5年度は見込者数

③医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

○内容

保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及び支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

○配置状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実績(人)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	見込量(人)	4	5	6						

※令和5年度は見込者数

④教育と福祉の協議の場の設置

○内容

教育と福祉の協議の場として、教育関係職員と福祉関係職員の相互理解を深め、障がい児支援を効果的かつ総合的に行うための方策を探り、さらなる連携を推進するために設置するものです。

○設置状況及び見込量

区分			第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育と福祉の協議の場の設置	設置有無	実績	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		見込量	有	有	有						

※令和5年度は見込

⑤障がい児の相談窓口の設置

○内容

障がいのある児童(の家族)にかかる相談は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及びため、総合的な見地から適切な分野につなぐために設置するものです。

○設置状況及び見込量

区分			第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
			令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい児の相談窓口の設置	設置有無	実績	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		見込量	有	有	有						

※令和5年度は見込

【実施に関する考え方】

国の指針、本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【障害児通所支援等の見込量確保のための方策】

- 障害児通所支援は、発達障がいの早期発見などにより障がいのある児童が増加していることに加え、保護者からの利用ニーズも様々であるため、学校などと連携を図り、引き続き利用量、支援の質の確保に努めます。
- 相談支援については、自立支援協議会(相談支援専門部会)を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- 医療的ケア児支援の協議の場を活用し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育などの連携体制の構築に努めます。
- 今後、医療的ケア児支援に携わる専門的な人材の養成を図ります。

(6) その他の活動指標

①発達障がい者等に対する支援

○内容

ペアレントトレーニングなどの支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けることができるような体制づくりを行うものです。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支援プログラム等の受講者数	実績(人)	104	141	111	208	208	208	208	208	208
	見込量(人)	192	192	192						

※令和5年度は見込者数

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○内容

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を活用することで、精神障がいのある人が地域定着し、安心して自分らしい暮らしができる地域のあり方を検討します。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	実績(回)	1	4	6	6	6	6	6	6	6
	見込量(回)	6	6	6						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	実績(人)	9	12	14	14	14	14	14	14	14
	見込量(人)	13	13	13						
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実績(回)	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	見込量(回)	1	1	1						

※令和5年度は見込(者)数

③相談支援体制の充実・強化のための取組

○内容

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関などの連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保を行うものです。

また、地域づくりに向け、自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善などを行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制の確保に取り組みます。

○実施状況及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画						
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置	設置有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	総合的・専門的な相談支援の実施	実績(件)	45	109	110	110	110	110	110	110	110
		見込量(件)	70	80	90						
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	実績(件)	0	16	16	16	16	16	16	16	16
		見込量(件)	20	20	20						
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	実績(件)	12	9	10	12	12	12	12	12	12
		見込量(件)	12	12	12						
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施	実績(回)	1	2	2	2	2	2	2	2	2
		見込量(回)	1	1	1						
	個別事例の支援内容の検証	実績(回/年)	0	0	0	12	12	12	12	12	12
見込量(回/年)		-	-	-							
主任相談支援専門員の配置	実績(人)	1	2	1	1	1	1	1	1	1	
	見込量(人)	-	-	-							
協議会	相談支援事業所の参画による事例検討会(頻度)	実績(回/年)	13	19	20	20	20	20	20	20	20
		見込量(回/年)	-	-	-						
	事例検討会への参加事業・機関数	実績(件)	10	12	12	12	12	12	12	12	12
		見込量(件)	-	-	-						
	専門部会の設置数	実績(件)	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		見込量(件)	-	-	-						
	専門部会の実施回数(頻度)	実績(回/年)	16	31	27	27	27	27	27	27	27
		見込量(回/年)	-	-	-						

※令和5年度は見込(者)数

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

○内容

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要なサービスを適切に提供できるよう取り組みます。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県が実施する研修の参加人数	実績(人)	9	8	8	8	8	8	8	8	8
	見込量(人)	2	2	2						
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者や関係自治体等との共有回数	実績(回)	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	見込量(回)	1	1	1						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

国の指針、本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【その他の活動指標の見込量確保のための方策】

- 本市や基幹相談支援センターが中心となり、関係機関と連携を図ることで、各体制の充実に努めます。
- 障害福祉サービスの質を向上させるため、事業者に対して、本市主催の研修会への参加を促します。
- 基幹相談支援センターを中心とした自立支援協議会(相談支援専門部会)の活用や研修などを通じて相談支援専門員の質の向上を図り、地域全体の相談支援体制を強化していきます。

4 地域生活支援事業の活動指標(見込量)とその確保のための方策

(1)理解促進研修・啓発事業

○内容

「障害者週間」啓発のための福祉サービス事業所の授産製品販売や、障害福祉に関する講演会、講座などの実施により、障がいのある人への理解の向上を図ります。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
理解促進研修・啓発事業	実績(実施有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	見込量(実施有無)	有	有	有						

※令和5年度は見込

(2)自発的活動支援事業

○内容

障がい者団体やボランティア団体の活動など、自発的な取組に対し支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自発的活動支援事業	実績(実施有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	見込量(実施有無)	有	有	有						

※令和5年度は見込

(3)相談支援事業

○内容

障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援など、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者相談支援事業 (ピアカウンセリング)	実績 (障害種別)	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	見込量 (障害種別)	3	3	3						
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	実績 (設置有無)	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	見込量 (設置有無)	有	有	有						

※令和5年度は見込数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績などを考慮し見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

- ピアカウンセリングの周知・普及啓発の推進に努めるとともに、利用しやすい実施方法の再検討を行います。
- 総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

(4)成年後見制度利用支援事業

○内容

自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成により、成年後見制度の利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度 利用支援事業	実績 (人)	9	8	10	12	13	14	15	16	17
	見込量 (人)	9	10	11						

※令和5年度は見込者数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

○内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度	実績 (実施有無)	無	無	無	無	有	有	有	有	有
法人後見支援事業	見込量 (実施有無)	無	有	有						

※令和5年度は見込

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○加古川市成年後見支援センターと連携することで、成年後見制度の適切な利用を促します。

(6) 意思疎通支援事業

○内容

加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例に基づき、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、市の窓口への手話通訳者の設置などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者派遣事業 (派遣件数)	実績	753	678	705	712	712	712	712	712	712
	見込量	745	745	745						
要約筆記者派遣事業 (派遣件数)	実績	36	48	48	32	32	32	32	32	32
	見込量	28	28	28						
手話通訳者設置事業 (設置人数)	実績	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	見込量	1	1	1						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例、障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○手話通訳者・要約筆記者の派遣体制の充実に努めるとともに、引き続き手話通訳者を窓口を設置し、市役所での手続きにおける意思疎通の支援に努めます。

○市が主催する行事などにおいて、手話通訳者や要約筆記者の配置を推進するとともに、市民に向けた動画を作成する際には手話通訳者のワイプや字幕を挿入するなど、聴覚障がいのある人の情報保障に努めます。

(7)日常生活用具給付等事業

○内容

日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護訓練 支援用具	実績 (件)	46	32	41	42	44	45	46	47	48
	見込量 (件)	27	28	30						
自立生活 支援用具	実績 (件)	47	32	48	50	51	52	53	55	56
	見込量 (件)	48	50	52						
在宅療養等 支援用具	実績 (件)	95	78	83	85	87	89	92	94	97
	見込量 (件)	62	64	66						
情報・意思 疎通支援用具	実績 (件)	50	44	55	57	58	60	61	63	64
	見込量 (件)	62	64	66						
排せつ管理 支援用具	実績 (件)	6,616	6,517	6,661	6,834	7,012	7,195	7,382	7,574	7,771
	見込量 (件)	6,658	6,905	7,161						
住宅改修費	実績 (件)	5	6	7	7	7	7	8	8	8
	見込量 (件)	7	7	7						

※令和5年度は見込数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○日常生活用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じ給付対象品目に追加するなど事業のさらなる充実に努めます。

(8)手話奉仕員養成研修事業**○内容**

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した人を養成します。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度※ ₁	令和4年度	令和5年度※ ₂	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話奉仕員 養成研修事業	実績 (修了人数)	-	8	18	18	18	18	18	18	18
	見込量 (修了人数)	20	20	20						

※₁ 令和3年度は前期、令和4年度は後期として実施のため、令和3年度は修了者なし

※₂ 令和5年度は見込者数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例、障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の増員に努め、不足している手話通訳者の確保に繋がります。

(9)移動支援事業

○内容

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加に必要な外出時の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促します。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援	実績 (実利用人数)	227	248	260	272	285	299	313	328	344
	見込量 (実利用人数)	241	246	251						
	実績 (利用時間)	18,054	20,636	22,677	24,920	27,385	30,093	33,069	36,340	39,934
	見込量 (利用時間)	18,405	20,613	22,262						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○利用実績の把握とともに、事業者の新規参入の促進を図りながら、社会参加の機会確保に向けた体制整備に努めます。

(10)地域活動支援センター機能強化事業

○内容

地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業(基礎的事業)を実施するとともに、以下に示す機能強化事業のいずれかを実施します。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域活動支援センター機能強化事業	実績(箇所)	8	6	6	6	6	6	6	6	6
	見込量(箇所)	9	9	9						
	実績(利用者数)	87	81	81	81	81	81	81	81	81
	見込量(利用者数)	95	95	95						
I型	実績(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	見込量(箇所)	1	1	1						
	実績(利用者数)	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	見込量(利用者数)	21	21	21						
II型	実績(箇所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	見込量(箇所)	4	4	4						
	実績(利用者数)	41	46	46	46	46	46	46	46	46
	見込量(利用者数)	57	57	57						
III型	実績(箇所)	4	2	2	2	2	2	2	2	2
	見込量(箇所)	4	4	4						
	実績(利用者数)	26	15	15	15	15	15	15	15	15
	見込量(利用者数)	17	17	17						

※令和5年度は見込(者)数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

【見込量確保のための方策】

○創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センターの機能の充実強化に努め、障がいのある人への地域生活支援を促進します。

(11)その他の事業

○内容

名称	説明
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人(児童)に、居室その他の設備の利用を提供することにより、障がいのある人(児童)の地域生活を支援します。
訪問入浴事業	家庭において自力で、または家族の協力があっても、入浴が困難な障がいのある人(児童)に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がいのある人(児童)の日中における活動の場を確保し、また、障がいのある人(児童)を日常的に介護している家族の一時的な休息(レスパイト)等のために支援を行います。
スポーツ・レクリエーション事業	スポーツ教室等の開催により、障がいのある人(児童)がスポーツに触れる機会を提供するとともに、障害者施設が実施する施設外レクリエーション活動を支援します。
芸術文化活動振興事業	障がいのある人(児童)の芸術文化活動の振興を目的とした作品展を開催します。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人(児童)のために、点字による市広報紙など、地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。
点訳奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がいのある人を支援する人材を養成します。
朗読奉仕員養成研修事業	朗読奉仕員としての心構えと基礎的技術を習得し、視覚障がいのある人を支援する人材を養成します。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある人に対し、自動車免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある人に対し、本人が運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。
虐待防止対策事業	障害者虐待防止センターを中心として、制度の普及啓発など虐待防止に関する取組の充実を図ります。
緊急時短期入所事業	介護者の急な疾病等により在宅介護を受けることが困難となった障がいのある人が、緊急的な短期入所を利用した場合に、受け入れた事業者に対し介護職員等の加算費を支給します。
重度障害者等就労支援特別事業	重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤支援を行います。

○実績及び見込量

区分		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
福祉ホーム事業	実績(人)	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	見込量(人)	3	3	3						
訪問入浴事業	実績(回)	661	645	680	768	768	768	768	768	768
	見込量(回)	672	672	672						
日中一時支援事業	実績(回)	6,087	6,619	7,000	7,402	7,828	8,278	8,753	9,257	9,789
	見込量(回)	7,679	8,370	8,705						
スポーツ・レクリエーション事業	実績(人)	30	427	600	600	600	600	600	600	600
	見込量(人)	600	600	600						
文化芸術活動振興事業	実績(作品数)	1,146	1,306	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	見込量(作品数)	1,000	1,000	1,000						
点字広報等発行事業	実績(発行部数)	1,235	1,177	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
	見込量(発行部数)	1,060	1,060	1,060						
点訳奉仕員養成研修事業	実績(受講者数)	12	3	5	10	10	10	10	10	10
	見込量(受講者数)	10	10	10						
朗読奉仕員養成研修事業	実績(受講者数)	22	14	20	20	20	20	20	20	20
	見込量(受講者数)	20	20	20						
自動車運転免許取得費助成事業	実績(件)	3	2	2	2	2	2	2	2	2
	見込量(件)	4	4	4						
自動車改造費助成事業	実績(件)	11	5	8	8	8	8	8	8	8
	見込量(件)	6	6	6						
虐待防止対策事業	実績(箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	見込量(箇所)	1	1	1						
緊急時短期入所事業	実績(人)	0	1	0	2	2	2	2	2	2
	見込量(人)	2	2	2						
重度障害者等就労支援特別事業	実績(人)	-	-	1	1	1	2	2	2	3
	見込量(人)	-	-	-						

※令和5年度は見込数

【実施に関する考え方】

本市の近年の実績や障がいのある人のニーズなどを基に見込んでいます。

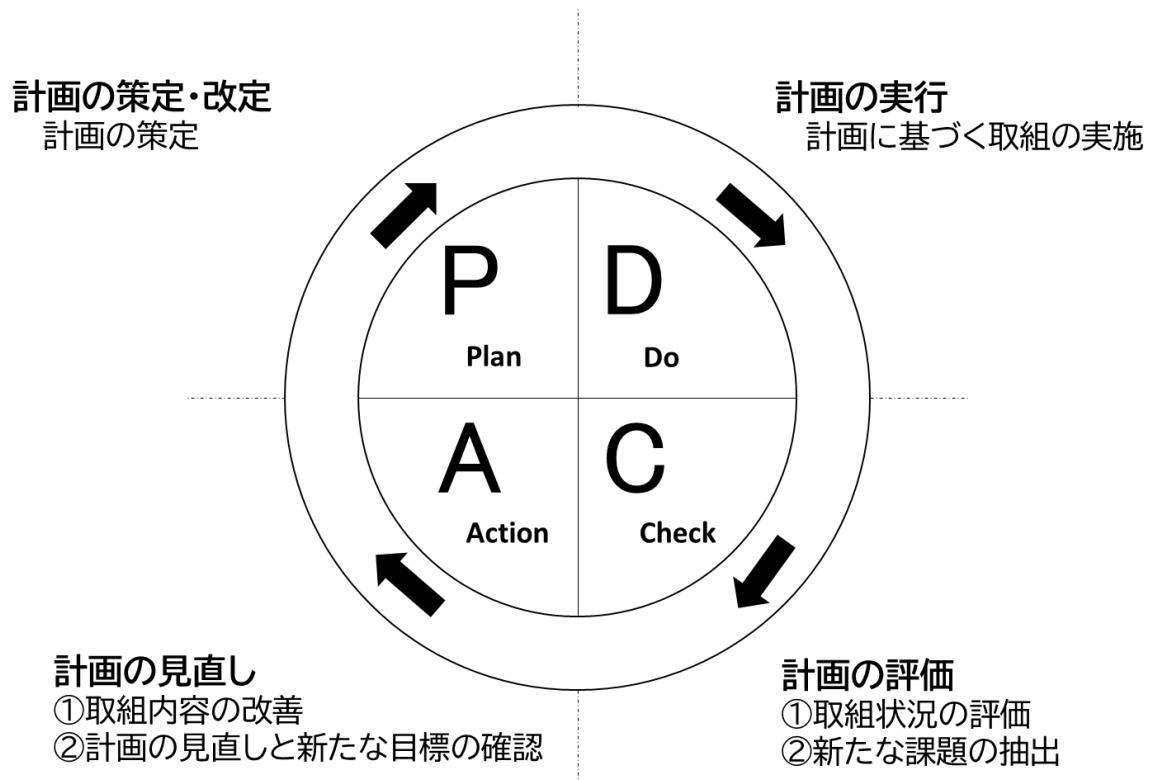
【見込量確保のための方策】

○利用者のニーズを的確に把握し、適正な事業実施に努めます。

第4章 計画の推進

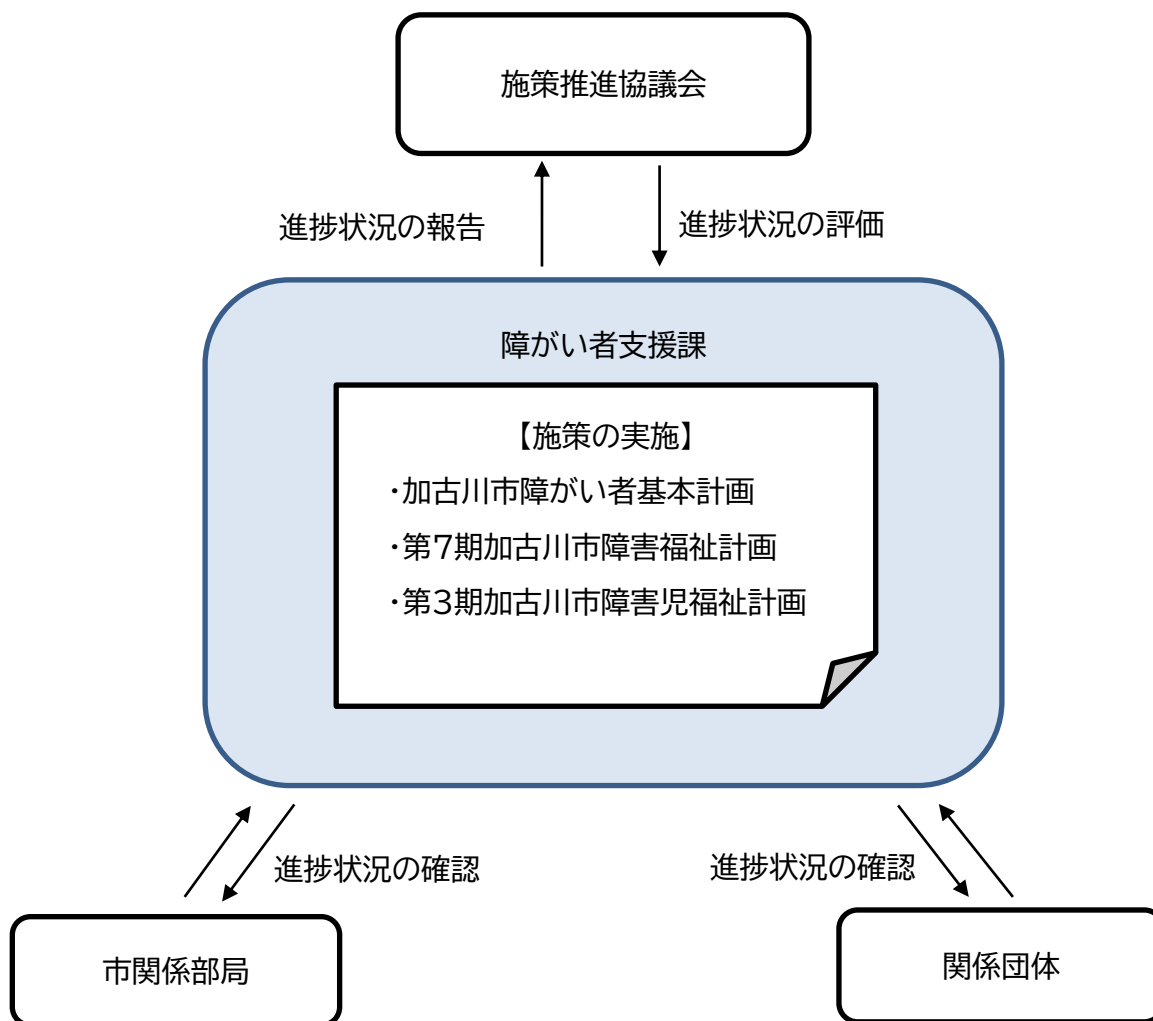
1 推進体制

PDCAサイクルに基づく計画内容の評価や見直しを推進し、各分野における施策の実施や計画に掲げた成果目標の達成、活動指標の見込量を確保するための方策をより確実なものとするため、毎年施策推進協議会に施策の実施状況を報告し、意見を求めることとします。また、障がい者団体や関係団体との意見交換を実施することにより、計画に照らし合せた現状の把握に努めるものとします。



2 進捗管理及び評価

施策等を主体的に取り組む市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の実施状況の確認を行ったうえで、計画の達成状況の点検、評価について、施策推進協議会に報告します。また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



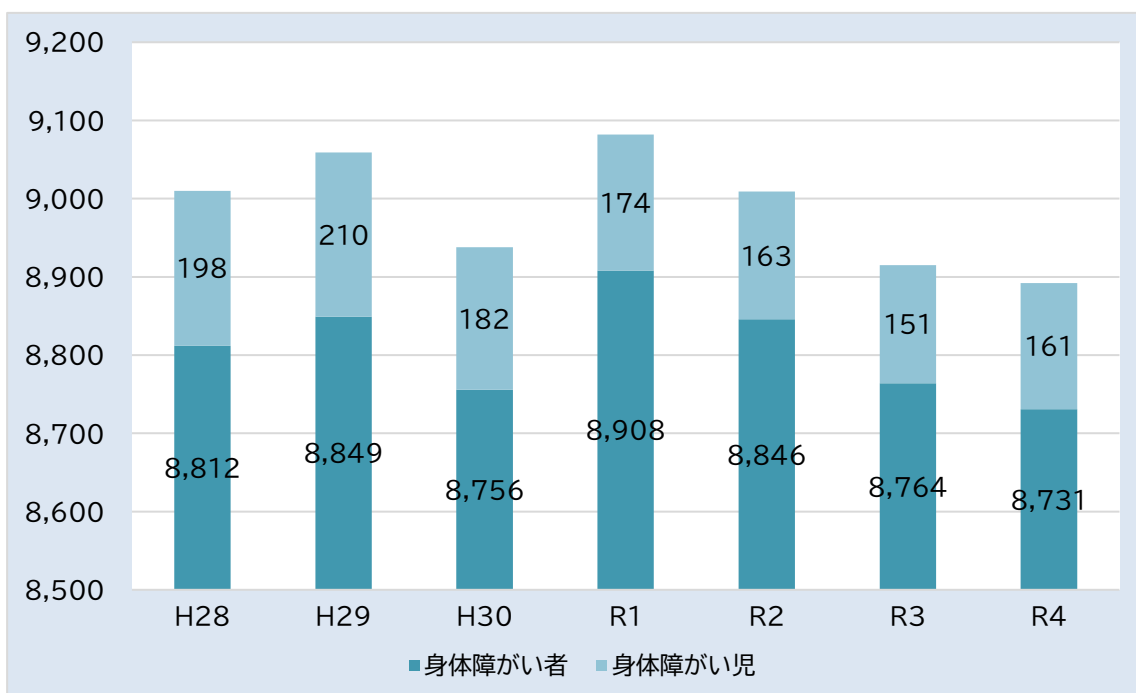
資料編

1 基礎データ

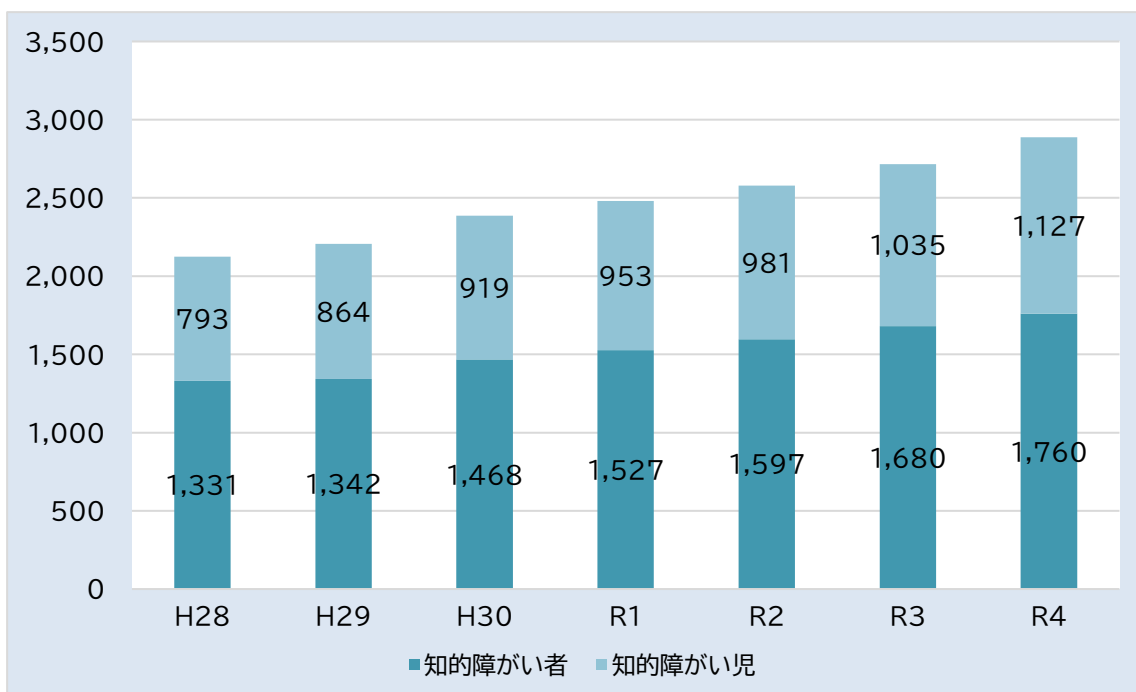
(1)障害者手帳等の所持者数の推移(各年度末の人数)

	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4
障害者手帳所持者数	12,724	12,950	13,267	13,613	13,650	13,792	14,052
身体障害者手帳	9,010	9,059	8,938	9,082	9,009	8,915	8,892
身体障がい者	8,812	8,849	8,756	8,908	8,846	8,764	8,731
身体障がい児	198	210	182	174	163	151	161
療育手帳	2,124	2,206	2,387	2,480	2,578	2,715	2,887
知的障がい者	1,331	1,342	1,468	1,527	1,597	1,680	1,760
知的障がい児	793	864	919	953	981	1,035	1,127
精神障害者 保健福祉手帳	1,590	1,685	1,942	2,051	2,063	2,162	2,273
精神障がい者	1,580	1,674	1,930	2,040	2,056	2,157	2,267
精神障がい児	10	11	12	11	7	5	6

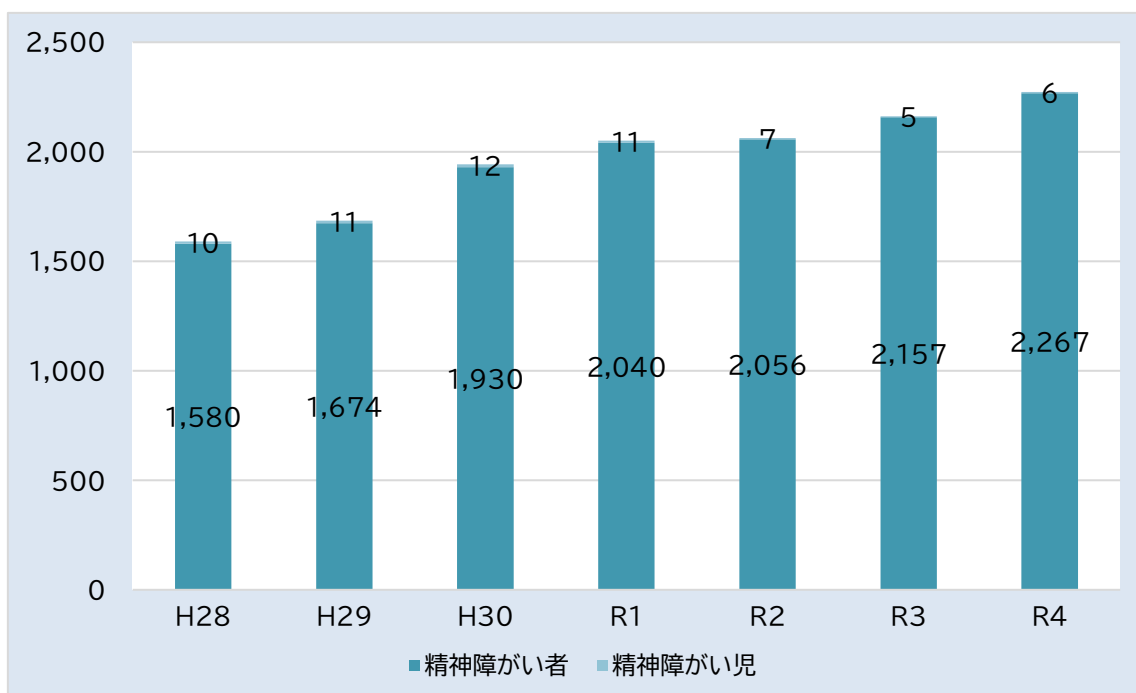
(2)身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末の人数)



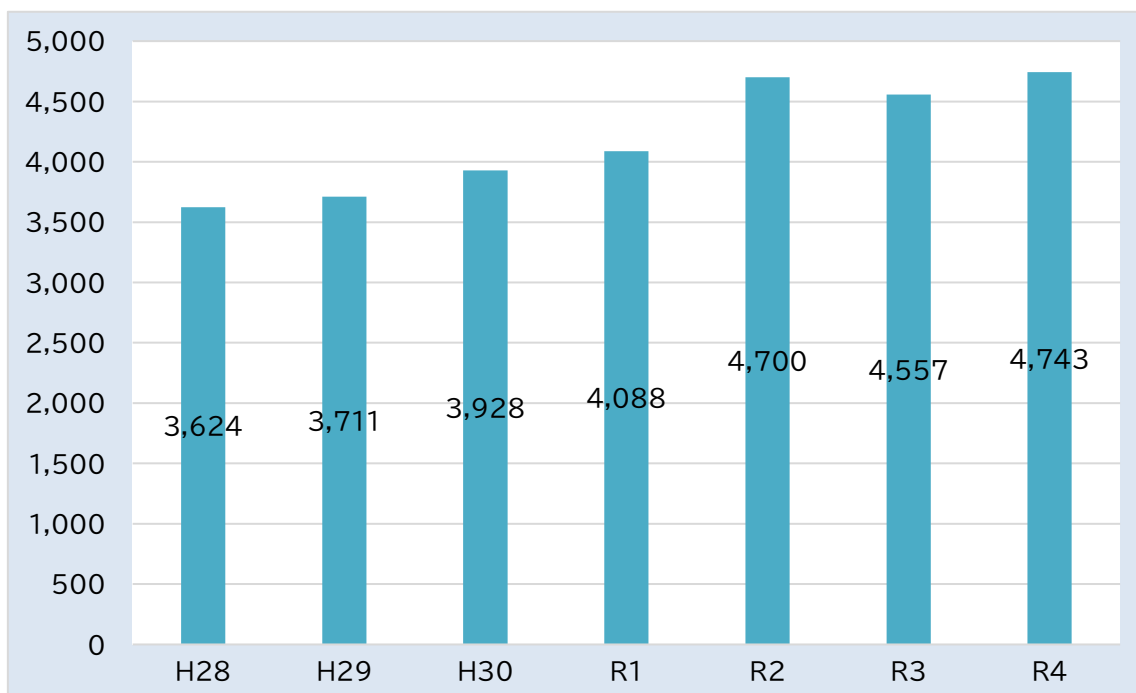
(3)療育手帳所持者数の推移(各年度末の人数)



(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末の人数)

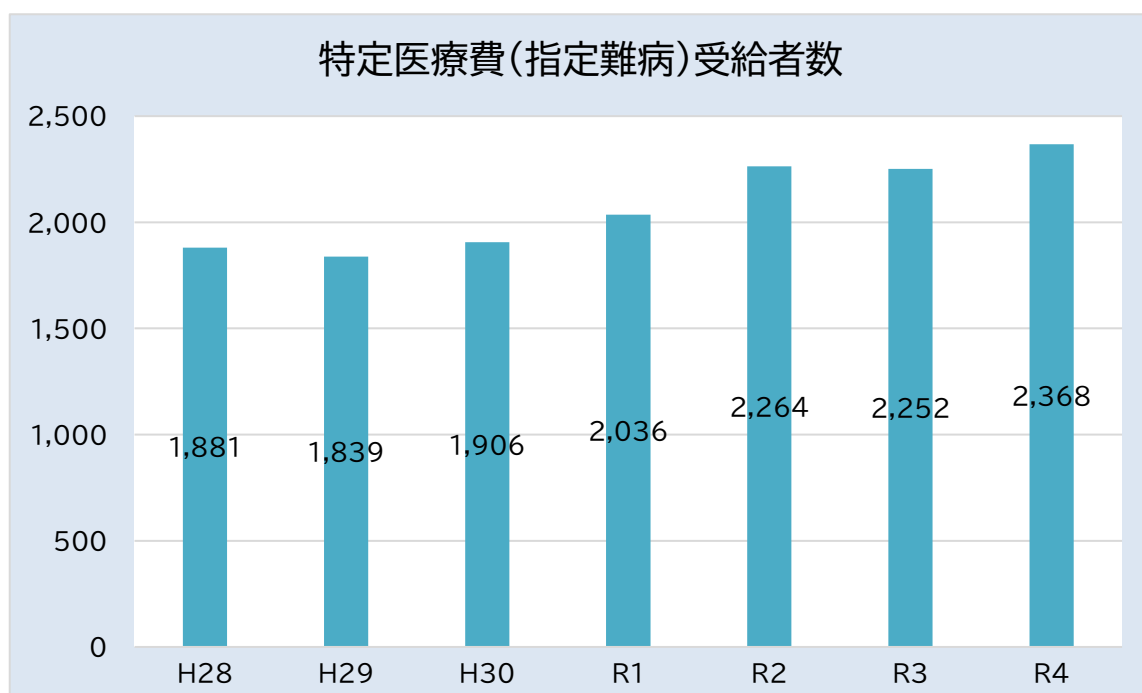


(5)自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の状況(各年度末の人数)



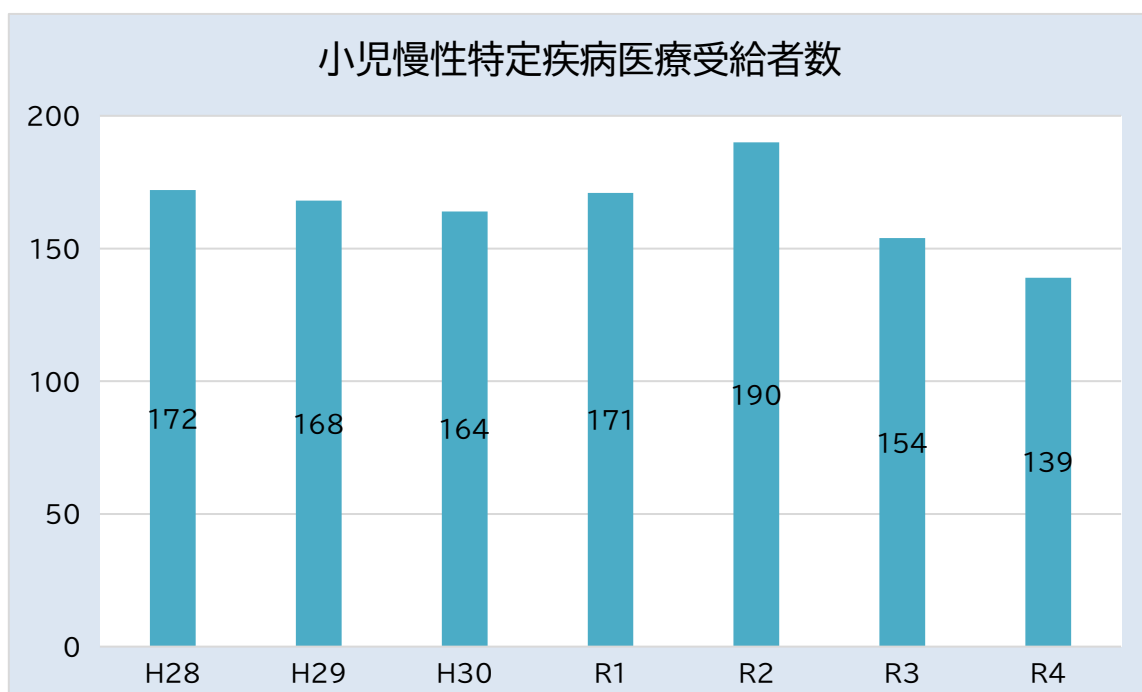
(6) 難治性疾患患者の状況

① 特定医療費(指定難病)受給者数の推移



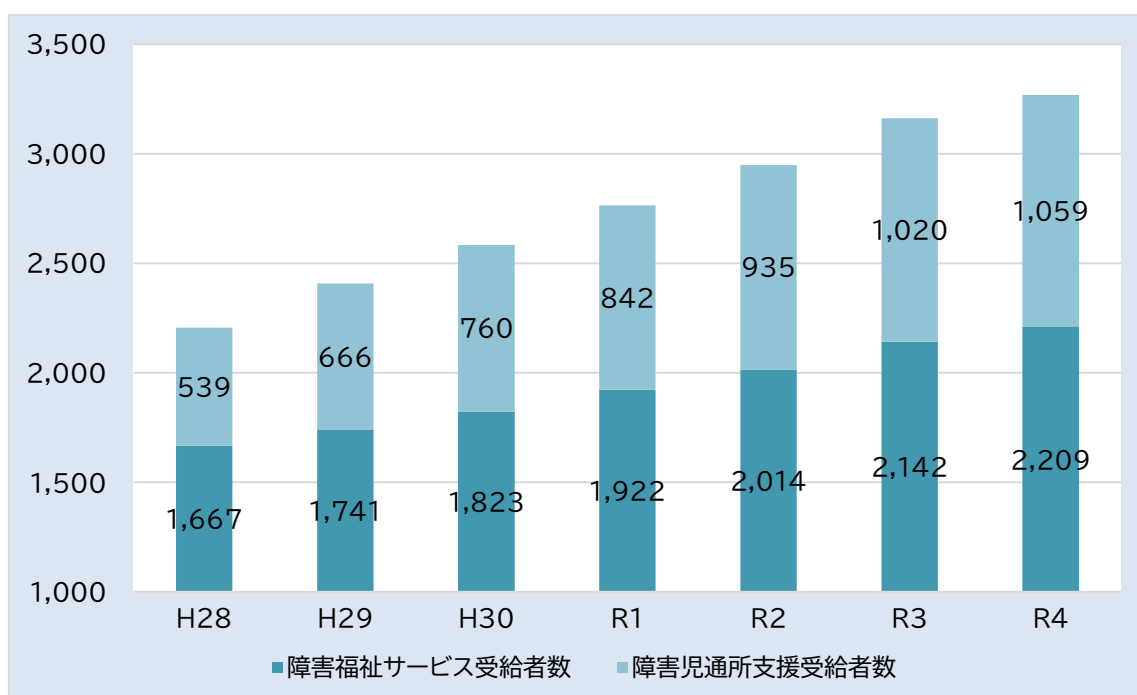
情報提供:加古川健康福祉事務所

② 小児慢性特定疾病医療受給者数の推移



情報提供:加古川健康福祉事務所

(7)障害福祉サービス等受給者数の推移(各年度末の人数)



加古川市障がい者基本計画・

第7期加古川市障害福祉計画・第3期加古川市障害児福祉計画

加古川市 福祉部 障がい者支援課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

電 話 (079)427-9372

F A X (079)422-8360

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>